

第22期第33回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年12月18日(水) 14時00分から15時12分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階 「桜」
- 3 出席委員 木下清、澳本健也、問可柁善、畠中悠、浦尻和伸(web)、前田嘉広、柴田孝夫、蔭山純由、石田実、益本俊郎、小笠原利幸、中澤芳江、川竹佳子(計13名)
署名委員 澳本健也、前田嘉広
県出席者 水産振興部 濱田部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
水産政策課 玉井チーフ
水産試験場増養殖環境課 田井野次長、池部主任研究員
事務局 飯田事務局長、木村次長、志和チーフ、渡邊主査、岡内技師
- 4 審議事項
 - 第1号議案 高知県資源管理方針の変更について
 - 第2号議案 令和7管理年度における漁獲可能量(まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし)の設定について
 - 第3号議案 さんご漁業に関する制限措置の変更について
 - 第4号議案 浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について
- 5 報告事項
令和7管理年度におけるくろまぐろ漁獲可能量の配分について
- 6 議事内容

飯田事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より第33回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

まず、会に先立ちまして、前回の委員会の第3号議案の「宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用するのいさき釣りの委員会指示について」で、益本委員から、愛媛県船によるいさきの漁獲実績についてご質問がございました。

議事の前にこちらについて事務局からご説明させていただきます。

愛媛県から提出のありました漁獲成績報告書によりますと、平成の初め頃のピーク時には、実操業隻数が30隻、年間の漁獲量が58トンという年もございました。しかし、平成15年以降、多少の増減はございますものの、実操業隻数、漁獲量のいずれも減少傾向にございまして、直近のデータ、令和4年のものでございますが、実操業隻数が9隻、年間の漁獲量が11トンとなっております。

以上のとおり、実操業隻数、漁獲量ともに減少傾向ではございますものの、沖の島周辺の海域は依然として愛媛県船に漁場として利用されており

ますので、漁業調整上の問題を惹起しないために、今後も委員会指示により漁業秩序を保っていくことが必要かと考えております。

以上が前回いただいた質問の回答となりますがよろしいでしょうか。

本日、報告事項に使用します資料をお配りしています。資料5と右上に記載している資料になります。

また、第1号議案の「高知県資源管理方針の変更について」の資料について一部修正により差し替えをお手元にお配りしております。まことに申し訳ございません。

それでは、本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は13名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

濱田部長

みなさん、こんにちは。水産振興部部長の濱田でございます。

委員の皆様方におかれましては、年の瀬も押し迫り大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、議案が4件と報告事項が1件でございます。

第1号議案の「高知県資源管理方針の変更について」は、かたくちいわし太平洋系群につきまして令和7年1月から漁獲報告の義務化などを行うTAC管理が開始されることに伴いまして、資源管理方針を変更することについてご審議いただくものです。

第2号議案の「令和7管理年度における漁獲可能量（まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし）の設定について」は、それぞれの魚種に関しまして、来年1月1日から12月31日までの漁獲可能量をお諮りするものでございます。

第3号議案の「さんご漁業に関する制限措置等の変更について」は、さんご漁業の許可の有効期間が令和7年2月末をもって満了いたしますことから、許可又は起業の認可を申請すべき期間等を定めるためにご意見をお伺いするものでございます。

第4号議案の「浦ノ内におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」は、浦ノ内湾の天全州付近の「あさり」の採捕禁止に関する委員会指示の有効期間が、令和7年3月31日までとなっておりますので、さらに1年間継続することについて、お諮りするものでございます。

報告事項の「令和7管理年度におけるくろまぐろ漁獲可能量の配分につ

いて」は、国際会議で増枠が合意されました太平洋くろまぐろの漁獲枠につきまして、国が配分の考え方を示したためご報告するものでございます。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、十分なご審議をよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の出欠の報告ですが、本日につきましては、委員全員に出席いただいております。また、浦尻委員に関してはWeb参加となっています。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、澳本委員と、前田委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案「高知県資源管理方針の変更について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

岡内技師

それでは、第1号議案 高知県資源管理方針の変更についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

6 高漁管第767号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第14条に基づき、別紙案のとおり高知県資源管理方針の一部を変更するため、同条第10項において準用する同条第4項の規定により諮問します。令和6年12月6日。高知県知事濱田省司。

ここからは座ってご説明させていただきます。

今回の議案については、令和7年1月1日からかたくちいわし太平洋系群のTAC管理が漁業法に基づき開始されることとなり、その管理手法を県資源管理方針別紙1に定めること、また、別紙1から別紙3に定めている資源の文言、数値の修正を行うことについて皆様にご審議いただくものです。

まず資料構成についてご説明させていただきます。資料2ページから25ページまでが高知県資源管理方針の変更案、26ページから35ページまでが新旧対照表、36ページが高知県資源管理方針について、37ページがTAC制度についての説明となっております。

資料37ページをお願いします。ここではTAC制度についてご説明いたします。TAC制度とは、水産資源を持続的に利用するために魚種毎に漁獲できる総量、つまり漁獲可能量を定め、その範囲内に漁獲を収めることで資源の維持回復を図ろうとする制度となります。続いて、方針変更、決定

の流れについてご説明いたします。まず資料左側の①基本方針の策定にありますとおり、対象となる魚種につきまして、試験研究機関が行う資源調査・資源評価を基に、水産政策審議会での審議を踏まえ、農林水産大臣が国全体での漁獲可能量を定めます。そして、その資源を利用しております大臣管理漁業と知事管理漁業に対しまして、それぞれの実績に合わせた配分量を農林水産大臣が決定し、漁業者と県知事に通知いたします。

次に、資料右側の②県資源管理方針の策定になりますが、県知事は国から割当られた数量を更に漁業種類別に配分した県方針について、海区漁業調整委員会に諮問いたしまして、答申をいただいたうえで県方針の変更を国に申請し、承認を経て、新たな県方針を公表するというのが一連の流れになります。

資料 36 ページをお願いします。これは、高知県資源管理方針の概要及び記載内容となっています。2の記載されている内容のうち、第8の個別の水産資源についての具体的な資源管理方針をご覧ください。ここには、県資源管理方針の各別紙にて、どのような資源を定めているのか、また、定められている資源の名称を記載しております。特定水産資源、いわゆるTAC資源については別紙1に、特定水産資源以外の水産資源で資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われているものについては別紙2に、特定水産資源以外の水産資源のうち目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものについては別紙3に定められております。かたくちいわし太平洋系群については、現行の高知県資源管理方針では別紙3に定められておりましたが、来年1月からのTAC管理の開始に伴い、今回別紙1に定めます。

資料 16 ページをお願いします。上から順にご説明しますと、第1に特定水産資源の種類をかたくちいわし太平洋系群と記載し、第2に知事管理区分、高知県かたくちいわし漁業と定めております。続いて、第2の(1)対象となる水域は(2)の対象とする漁業がかたくちいわしの採捕を行う水域、(2)の対象とする漁業は高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業、(3)の漁獲可能期間は周年としております。そして(4)の漁獲可能量の管理の手法等は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとしています。第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、全量を高知県かたくちいわし漁業区分に配分することとしております。第4の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項では、本県でかたくちいわしを漁獲している漁業の種類ごとに漁獲努力量の上限を定めております。

続いて、資料 29 ページをお願いします。29 ページから 30 ページにかけては高知県資源管理方針の新旧対照表にて、かたくちいわし太平洋系群

を別紙 1-8 として追加することを記載しております。

資料 34 ページをお願いします。資料 34 ページから 35 ページにかけては、高知県資源管理方針別紙 3-8 に定められていたかたくちいわし太平洋系群を削除することを記載しております。

資料 32 ページをお願いします。別紙 3-2 をご覧ください。別紙 3-2 はいわししらす太平洋系群について定めております。第 3 の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項の (2) をご覧ください。今回のかたくちいわし太平洋系群の別紙 1 への追加に伴い、水産庁からの助言により、ステークホルダー会合の議論を踏まえ、いわししらす太平洋系群を漁獲対象とする漁業について、いわししらす太平洋系群を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努めることを追加しております。

ここまでがかたくちいわし太平洋系群の追加に伴う内容になります。ここからは、高知県資源管理方針の文言と数値の変更になります。

資料 31 ページをお願いします。最も上の行に別紙 2-1 としてかつおと記載されておりますが、その下、第 2 の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項をご覧ください。現行では高知県漁業調整規則を遵守するとしておりますが、遵守させるに変更します。これは高知県知事が採捕を行う者に対して規則を遵守させるという意味合いが正しいため、主語と述語を合わせるよう水産庁から指摘があり対応するものです。また、別紙 2 から別紙 3 に定められているすべての資源について同様の変更を行います。

最後になりますが、高知県資源管理方針別紙 1 における漁獲努力量の上限の変更についてご説明いたします。資料 26 ページから 30 ページには、特定水産資源、いわゆる TAC 資源が別紙 1 として定められておりますが、このような資源については、当該資源を漁獲する漁業とその漁獲努力量が定められております。この漁獲努力量について変更を行います。

具体的な説明を行うために資料 28 ページをお願いします。資料 28 ページの別紙 1-3 はするめいかについて定めたものになります。第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項の表をご覧ください。表中には、するめいかを漁獲する漁業の種類と、その漁獲努力量が記載されております。このうち、小型定置漁業及び小型定置網漁業のそれぞれについて漁獲努力量を変更します。1 つずつ変更の経緯をご説明いたします。

まず、小型定置漁業についてです。小型定置は漁業権漁業となっており、第二種共同漁業権を免許されて営むことができる漁業となっております。共同漁業権は 10 年に 1 度更新が行われますが、昨年度更新が行われ、免許件数が 119 ヶ統から 115 ヶ統へと減少したことによる変更となります。

次に小型定置網漁業についてです。小型定置網漁業は知事許可漁業とな

っており、その許可の上限は漁業の許可又は起業の認可方針にて定められております。現在小型定置網漁業については41ヶ統が許可の上限として定められており、この数に合わせるために変更を行います。

するめいかを例としてご説明させていただきましたが、別紙1にて定められております他の資源についても、同じ漁法にて漁獲を行う場合には同様の変更を行います。

本日の変更案を承認いただきましたら国への承認申請を行います。国からの指摘により内容の変更を伴わない軽微な文言の修正等が入る可能性がありますので、その際には事務局に一任させていただきますようお願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下会長

ここで事務局からの申し出により一旦小休とします。

(小休)

木下会長

正会に復します。

それでは、当議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

いわししらすなんです、資源管理の方向性としてはCPUEを直近5年間の平均値程度で維持するとなっていますが、これは漁獲努力量を現状より増加させないということですので、操業統数がこれ以上増えないというふうに考えていいのか、それとも実操業隻数、延べ操業回数を増加させないように努めるのかどちらでしょうか。許可隻数が増えなければ良いというふうに考えてよろしいでしょうか。資源的には、統数が増えなければ問題ないかとは思いますが。

木村次長

過去のTAC魚種に関しましても、中型まき網漁業や小型まき網漁業など、許可漁業につきましても、許可件数で管理しておりますので、同じくしらすにつきましても、許可件数で管理していきたいと考えております。

西山副部長

大筋は以上のようなことですが、漁業者、新たな担い手も我々として募集しているところですし、漁業の多角化とか、色々な漁業者を増やす努力をしているわけですから、できればバッチの統数も増えていただきたいなと思っておりますけれども、ですから1統2統許可が増えたから目くじらを立てるという意味ではなくて、だいたいの水準を守っていれば良いであろうというそういう思想でございますので、ご理解いただければと思

っております。

石田委員

よくわかりました。ありがとうございました。

木下会長

他にございませんか。

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案「高知県資源管理方針の変更について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

木下会長

続きまして第2号議案「令和7管理年度における漁獲可能量(まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし)の設定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

岡内技師

それでは、第2号議案 令和7管理年度における漁獲可能量の設定についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

6高漁管第767号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度(令和7年1月1日から同年12月31日まで)における漁獲可能量を定めるため、同条第2項の規定により諮問します。令和6年12月6日。高知県知事 濱田省司。

ここからは、座ってご説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料についてご説明します。1ページが諮問文、2ページが告示案、3ページから4ページが国からの通知文で、5ページから10ページが参考資料となっています。

今回は、国からの通知に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋系群について、令和7管理年度の漁獲可能量いわゆるTACを設定するものです。TAC制度については第1号議案でご説明させていただきましたので、割愛します。

資料5ページをお願いします。かたくちいわし太平洋系群については、第1号議案でご説明したとおり、令和7管理年度より管理が開始されます。このように令和6年度以降に新たにTAC管理が始まる資源について

は、原則管理の取り組みを段階的に導入・実施することが農林水産省の資源管理基本方針にて定められております。これはステップアップ管理といわれております。資料の表をご覧ください。ステップ1についてはTAC報告の義務化、TAC報告状況の確認・情報収集体制の確立、資源ごとの課題に関する取り組みの実施を行うこととされております。ステップ2ではステップ1の取り組みに加え、都道府県等への配分の試行、ステップ3に向けて管理の運用の検討・試行を行うこととされております。ステップ3では資源管理目標・漁獲シナリオの再設定とそれに基づくTACの設定・都道府県等への配分、採捕停止命令を伴うTAC管理の実行、管理措置の早期レビュー及び必要な見直しを行うこととされております。ステップ3における早期レビュー及び見直しを踏まえ、問題なく管理が行えている場合には通常のTAC管理に移行することとなっております。表の右側、高知県のTAC管理対象資源をご覧ください。現在、まあじ、まいわし、するめいか、くろまぐろ、まさば及びごまさば、さんまが通常のTAC管理対象資源として管理が行われております。ステップ3、ステップ2には該当資源はなく、かたくちいわし、ぶりについて、令和7管理年度よりステップ1による管理が開始されます。また、現在きんめだい、うるめいわしについてTAC管理が検討されております。

資料6ページをお願いします。かたくちいわし太平洋系群はステップ1による運用となります。表の左側にて、ステップ1の運用について記載されております。TACの配分という箇所をご覧ください。ステップ1のTACの配分については実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しないものの、都道府県に対し、今後具体的な管理を行うための参考となる数量を提示することが記載されております。その下、漁獲が積み上がった場合の対応をご覧ください。ステップ1を運用するうえでは、漁業法第33条に基づく採捕停止命令は行わないこととされております。

資料3ページをお願いします。国から通知のあった当初配分の表をご覧ください。さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群については、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があり、その目安数量は表の右側に示しているとおりととなります。これはあくまで目安数量であり、これを超えたからといって採捕停止命令が発動される、直ちに罰せられるというものではなく、大幅に超えるような場合には指導を行うとされております。

資料4ページをお願いします。かたくちいわし太平洋系群については、92,000トンの内数と記載されております。先ほどご説明させていただいたとおるかたくちいわし太平洋系群はステップ1による管理であり、この92,000トンという数量を国一括の管理とし、具体的な配分数量を設定しないということで、このような記載となっております。

資料2ページをお願いします。ただいまの漁獲可能量の設定に係る告示については、資料2ページの告示案のとおりです。

以上のように、今回ご審議いただくのは、まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋系群について、農林水産大臣からの通知のとおり漁獲可能量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県公報に告示することとします。

また、資料7ページから10ページに、本県及び全国でのまあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわしの漁獲量をまとめたものを付けておりますのでお時間のあるときにご覧下さい。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案「令和7管理年度における漁獲可能量（まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし）の設定について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

木下会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

木下会長

続きまして第3号議案「さんご漁業に関する制限措置の変更について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第3号議案 さんご漁業に関する制限措置の変更について説明いたします。資料3の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

6 高漁管第768号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則第4条第1項第3号に掲げるさんご漁業の制限措置を変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和6年12月10日。高知県知事濱田省司。

ここからは座って説明させていただきます。

今回お諮りする内容は、令和6年2月末に有効期限を迎えるさんご漁業の許可更新に伴い、制限措置の内容を変更するものです。

それでは、資料3ページをお願いします。こちらは、さんご漁業の許可等の制限措置の新旧対照表です。資料の右側が現行の制限措置、左側が新

案となっております。

まず、表中の漁業者の数をご覧下さい。この表において、操業区域1は室戸岬周辺海域を、操業区域2は足摺岬周辺海域のことを示しています。

今回は、操業区域2の足摺岬周辺海域において、2件廃業があることから、資料の表中の漁業者の数を「172」から「170」に変更します。

続いて資料4ページをお願いします。4ページの3、許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、こちらにつきましては「令和5年12月25日から令和6年1月19日まで」から「令和6年12月27日から令和7年1月17日まで」に変更します。

ただいま説明しました変更点は、資料2ページの案のとおり告示します。また、5ページ、6ページには室戸岬周辺海域と足摺岬周辺海域の操業区域概略図を添付しております。

なお、内容変更を伴わない軽微な修正等があった場合には、事務局に一任いただければと思います。以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

澳本委員

この足摺岬周辺海域の許可統数を172から170に変えるということですが、すけれども、現在許可を与えているのが172隻あって、そのうちの2隻が全く実績がないからということなのか、それとも、もともと170しか今年許可申請が上がってきてなかったのかそのあたりを。

木村次長

172件、現在も許可を出しております。今回の更新にあたり2隻が更新をしないということになりましたので、その2隻の数を減らしております。

木下会長

他にございませんか。

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

3号議案「さんご漁業に関する制限措置の変更について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

木下会長

続きまして第4号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指

示について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第4号議案 浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について説明いたします。

当該委員会指示は、資源量が著しく減少している浦ノ内湾のあさりについて資源を回復させるため、平成24年から毎年指示を行っているものです。現在、採捕については承認制となっております。

今回お諮りする内容は、令和7年3月31日をもって期間満了を迎える当該委員会指示について、新たに指示を発動しようとするものです。

まず初めに、水産試験場増養殖環境課の池部主任研究員から、あさりの資源状況について説明させていただきます。資料15ページをお願いします。それでは、お願いします。

池部主任研究員

水産試験場の池部です。

天皇州におけるあさりの現存量調査について説明します。

座って説明させていただきます。

まず、1に示す本調査の目的は、あさりの食害防止のために天皇州に設置した被せ網の下に生息するあさりの現存量の推移等を把握することです。

なお、被せ網の設置状況と設置した年については、資料16ページ一番上の図1にお示ししたとおりです。

次に、2の令和6年度あさり現存量調査の方法について説明します。

まず、(1)ですが、被せ網の敷設エリアを資料16ページ一番上の図1にお示しました。東、西1及び西2の3つに区分し、各エリアからそれぞれ12、16及び2枚の被せ網を調査対象として抽出しました。

次に、調査対象の各網の下の砂を、内径108mmの筒状サンプラーで深さ10cmまで採取する、というサンプリングを1つの網につき13回行いました。

次に、採取したサンプルからあさりを選り分け、調査対象の網ごとの総重量を測定しました。

次に、あさりの個別別の殻長を測定し、殻長から重量へ換算する数式を用いて個別別重量を算出しました。

さらに、砂で埋没した部分ではあさがりが増殖できないので、埋没面積を除外して現存量を算出する必要があることから、事前にドローンで撮影しておいた天皇州の画像から、砂に埋没した被せ網の面積を概算しました。

(3)で得られた総重量と(5)で得られた被せ網の面積から総現存量を、さらに(4)で得られた個別別の殻長と重量から一般的な漁獲対象サイズである殻長3cm以上の現存量を推定しました。

次に、3の結果と考察について説明します。

16ページの表1には調査結果の詳細を示しています。各エリアの現存量の合計は表の右下にあるように7.5トン、うち殻長3cm以上は6.5トンとなりました。

過去6年間の現存量の推移を16ページ下の図2に示しました。

図中で一番上にある白丸で示した合計現存量は2022年の124トンを一括に減少傾向を示しており、2022年から2023年にかけては63トンから17トンまで減少し、2024年度は前年度の17トンから7.5トンへさらに減少しました。

密度(kg/m²)の推移を17ページの図3に示しました。

密度(kg/m²)の最高値は、2020年度に約16kg/m²となり最も高かったのですが、その後、減少し2023年度は約8.1kg/m²、2024年度は約3.5kg/m²となりました。

次に、現存量の減少について考えられる要因を説明します。

表2に天皇州における被せ網の現状をお示しました。

2018年から2019年の設置時に563枚だったものが、砂による埋没により2024年度には約240枚となり、あさりの増殖に対して正常に機能する被せ網が減少しました。

2022年秋と2023年春にはヘテロカプサ赤潮によるへい死が観察されたことから、赤潮による生息個体数の減少が考えられました。

18ページの図4に、2019年から2024年度の殻長3cm未満の個体数の推移をお示しました。

被せ網を設置した当初の2019年度には、殻長3cm未満の個体数が14百万個と多く、加入が順調でしたが、2020年度以降は減少傾向が続いており、漁場への新たなあさりの加入が低調であったと考えられます。

次に18ページ下の図5の2021年から2023年度のあさり浮遊幼生密度の季節変化の推移をみると、水産試験場が実施しているあさりの浮遊幼生の調査結果をお示しました。

2023年度の浮遊幼生密度は8,580個/m³であり、2021年度の28,610個/m³、2022年度の16,380個/m³に比較して少なかったという結果が得られました。

この浮遊幼生の減少も、現存量の低下に影響している可能性があると考えております。

今日ご報告した内容はあさりの保全活動を行っている地元協議会とも共有しており、今後も天皇州のあさり資源の回復に向けた取り組みの支援を継続していきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

それでは、事務局から浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について説明します。

まず、資料1ページをお願いします。こちらは今回発動しようとする委員会指示の案です。指示の内容について簡単に説明します。

まず、1番では、浦ノ内湾において2に定める制限区域内ではあさりを採捕してはならないことが規定されています。ただし、国の機関又は地方公共団体が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合及び高知海区漁業調整委員会から採捕の承認を受けて採捕する場合についてのみ採捕が認められています。

続いて2番には制限区域が記載されています。あさりの採捕が制限されている区域は2地点ありまして、(1)のA区域は天皇洲の区域、(2)のB区域は宇佐大橋の南西側の区域となっております。資料の4ページに制限区域の概略図をつけております。資料4ページをご覧ください。図中の、太線で囲われたグレーの範囲が制限区域を示しており、左側がA区域、右側がB区域となっております。

資料が戻りまして1ページをお願いします。1ページの3番と4番には、委員会から採捕の承認を受けた者は殻長3センチメートル未満のあさりを採捕してはならないこと、あさりを採捕しようとするときは事前に委員会に届け出た標識を自ら携帯しなければならないことが記載されています。

続いて資料2ページをお願いします。資料2ページの5番には、委員会から採捕の承認を受けたものは四半期ごとにあさりの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならないことが、6番には、委員会はこの指示又は高知県漁業調整規則の規定に違反してあさりを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、委員会による採捕の承認を取り消すことができることが記載されています。

また、7番には事務の取り扱いについて、8番には指示の有効期間について記載されております。

当該委員会指示に係る昨年からの変更点は、3ページの新旧対照表で説明します。資料3ページをお願いします。表の右側が現行の指示、左側が新しい指示になっております。

変更箇所は下線部記載の指示番号、指示日、告示日、有効期間です。指示の内容については、昨年から変更ありません。

続いて、資料の5ページをお願いします。5ページから13ページは浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認に関する事務取扱要領(案)となっております。

5ページから説明いたしますと、まず、資料の上部にあります委員会指示の発動日と指示番号を変更します。そして、6ページの末尾にあります

施行日を変更します。変更箇所は以上です。

続いて資料 14 ページをお願いします。14 ページは、高知県漁業協同組合と宇佐地区協議会からの委員会指示発動に係る要望書です。内容は例年どおりで、あさりの資源回復を目的とした取り組みを行うために、委員会指示の発動を要望するものです。

当該委員会指示については、1 年ごとに指示の有効性等を検証して、継続、変更、廃止等を検討することとしておりますが、先ほど水産試験場から説明があったとおり、浦ノ内湾におけるあさりの資源量は依然として回復していないことから、来年度も委員会指示を発動して、資源保護の取り組みを継続していくことが必要と考えられます。

続いて、承認の審査についてですが、浦ノ内のあさりについては、かつて多くの県民が潮干狩りを楽しむなど、非常に身近な存在であり、県民の皆様に関心も高い中、平成 24 年以降委員会指示によりその採捕を禁止していることを踏まえ、承認に当たっては取り組みの実施者等に委員会で説明していただいたうえで、資源への影響や公益上の支障、地域活性化や交流人口の拡大など、複数の観点から委員会で審議、承認の可否について決定していただくこととしております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

水産試験場さんの説明について 2、3 お尋ねいたします。まず、17 ページの図 3 であさりの重量密度とありますが、砂に埋まっていないところの密度なんでしょうか。

田井野次長

水産試験場でございます。砂に埋まっていない場所の密度になります。

石田委員

17 ページの表 2 をみますと、設置枚数 563 が 239 と半分以下となっておりますが、設置するのにも大変な労力があることと思ひますし、砂をのけるのもすごく大変だと思ひますので、埋まっているものの撤去はなかなか難しいだろうなと想像します。

それと 15 ページに減少要因が 4 つあるのですが、後の 2 つは要因というよりもニワトリが先か卵が先かというような話で、アサリ資源の加入が少なくなれば幼生も少なくなるということのように感じるのですが、そういう考えでよろしいでしょうか。

田井野次長

ご指摘のとおりでして、当初被せ網を設置した際には現存量が大きく回復しましたけれども、その後、被せ網が機能不全に陥りまして減少してい

きました。現存量が多かった頃は、浮遊幼生の量も多かったので、浮遊幼生と現存量の関係というのはあると考えておりました、どちらを先に増やすかということ言えば、被せ網というのは有効な方法ですので、まず親貝を増やし幼生も増やす、それを循環させていくという方法がとれればと考えています。

石田委員

ありがとうございます。

それから、ヘテロカプサの赤潮については今年はお出なかったのでしょうか。

田井野次長

今年についても秋口に出ておりました、その影響が心配される場所ではあります。浦ノ内湾ではほとんどの年でヘテロカプサが発生していますが、発生が湾奥のみに留まる場合と、天皇州周辺まで高密度に広がる場合があります、赤潮の出方によっても影響が異なると考えられます。

石田委員

よくわかりました。ありがとうございます。

木下会長

他にございませんか。

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第4号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり委員会指示を発動することをご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第4号議案は、原案のとおり委員会指示を発動いたします。

木下会長

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

「令和7管理年度におけるくろまぐろ漁獲可能量の配分について」について事務局の説明を求めます。

木村次長

それでは、令和7管理年度におけるまぐろ漁獲可能量の配分について説明いたします。

資料5の1ページをお願いします。資料5は、今年の12月に開催されました中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)「第21回年次会合」の結果について、水産庁がまとめた資料となっております。

ポイントを説明させていただきます。

資料の4の主な結果についてご覧ください。今回の年次会合では、7月に開催されたWCPFC北小委員会・IATTC合同作業部会において北小委員会が勧告した、小型魚10%、大型魚50%の増枠等の措置が採択されました。

これにより、日本は、小型魚の漁獲上限が4,007トンから4,407トンに400トンの増枠となり、大型魚は5,614トンから8,421トンに2,807トンの増枠となりました。

2ページをお願いします。最後の合意内容の③になりますが、小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置、小型魚の漁獲上限を1.47倍にして大型魚に振替可とすることについて、一般ルール化されることとなっています。

このWCPFC閉会後に国はくろまぐろのTAC配分につきまして、水産庁は案を作成し、都道府県に対する説明、関係団体等への説明会で意見を聞いた上で、先週11日に水産政策審議会資源管理分科会でTAC配分について審議し了承されております。

これらの会議で水産庁が用いた資料が5ページ以降になります。

5ページをご覧ください。WCPFCでの合意の小型魚1.1倍、大型魚1.5倍に増枠になることを受けて、令和7管理年度の漁獲上限の増加割合を示した図になります。

小型魚は令和6年度の漁獲上限は4,007トンですが、うち442トンを大型魚に振替しており、基礎配分の合計は3,565トンとなります。増枠後は振替前の1.1倍、振替後の1.24倍となっています。

大型魚は令和6年度の漁獲上限は5,614トンですが、442トンに1.47倍をかけた649.7トンを振替されておりまして、増枠後の8,421トンは振替前の1.5倍、振替後の1.35倍となっています。

6ページをご覧ください。令和7管理年度の配分に関する考え方になります。

上の枠囲みをご覧ください。小型・大型ともに直近の令和3から令和5管理年度の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値を基礎比率とし、これを用いて配分することを基本としています。

直近の3年間とすることは他のTAC魚種などと同じ取扱いになります。

次に中程の表の小型魚をご覧ください。小型魚につきましては、令和3から令和5管理年度の基礎比率を基本とすること。「ただし」以降に色々記載がありますが、令和6管理年度の基礎配分を下回る場合は、令和6管理年度に相当するようにすること、また、その必要な調整を行う

ことにすることとなっています。これは、小型魚の現在の配分は平成 22 年から 24 年の実績をベースに配分されており、これを令和 3 から令和 5 管理年度の実績ベースに変えることによって配分量が現在より不利になってしまう場合に配慮しようとするものです。本県は小型魚の近年の実績は少ないため、この対象となっています。

次に下の枠囲みですが、大型魚につきましては、令和 6 年度の漁獲上限分は令和 3 から 5 年度の基礎比率を用いて配分し、今回増枠される分は都道府県に配慮して配分することとされています。

8 ページ目から 9 ページ目が実際の配分方法、調整方法が記載されていますが、複雑ですので、説明は省略させていただきます。

3 ページをお願いします。3 ページ、4 ページは水産庁資料を高知県に關係する部分をわかりやすく整理した資料となります。

2 の国内配分をご覧ください。上の表が小型魚となっており、大臣管理区分、都道府県枠等がどうなるかを示したものです。一番右の枠の R 6 基礎配分からの増加倍率を見ていただくと、大臣管理区分が 1.02 倍、都道府県管理区分が 1.4 倍、全体の増加率は 1.24 倍となっており、都道府県、沿岸漁業に配慮した配分がなされています。

下の大型魚に関しましても、R 6 基礎配分からの増加倍率を見ていただくと、大臣管理区分が 1.2 倍、都道府県管理区分が 1.72 倍となっており、沿岸漁業に配慮されています。

4 ページをご覧ください。本県への配分がどうなるかを表にしたものです。小型魚につきましては 82.8 トンとなり、令和 6 管理年度の 74.6 トンから 1.11 倍となります。大型魚につきましては 37 トンとなり、令和 6 管理年度の 16.8 トンの 2.2 倍となります。

どのような配分方法によって決定されたかを説明いたします。

(1) の配分方法になります。次の①、②のいずれか多い方の配分とし、数量が少ない場合は調整がされています。

①は令和 3 から 5 管理年度で算出するもので、直近の漁獲量が多い場合に有利になる方法、②は令和 6 管理年度の配分数量がベースとなっています。

調整に関しては細かいルールがありますが、本県に關係する部分のみ抜粋しています。

まず、小型魚ですが、本県では近年の令和 3 から 5 年度の漁獲実績が少ないため、②の令和 6 管理年度をベースとした方、平成 22 から 24 年の漁獲ベースを基準とした計算した方が多くなるため、令和 6 管理年度の基礎配分を 1.11 倍した数量となっています。

大型魚に関しては、本県では近年の漁獲実績が多いため、令和3から5管理年度の漁獲実績により算出された数量30トンが配分され、さらに配分後の数量が21トン以上から50トン未満であることから7トン上乗せされて37トンとなっているものです。

今後、国の配分の方針を受け、県内の配分について3月には決定していく必要があります。今後の県内配分についての取扱い等につきましては、本日、この後に実施します漁業管理検討部会に付託して検討してきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ないようですので、くろまぐろの漁獲可能量の県内の配分につきましては、漁業管理検討部会に付託し、検討を進めることとします。

木下会長

それでは、これをもちまして、第33回海区漁業調整委員会を閉会いたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第22期第33回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 _____

議事録署名委員 澳本健也 _____

議事録署名委員 前田嘉広 _____

第22期第33回高知海区漁業調整委員会次第

開催日時 令和6年12月18日(水)14時から

場 所 高知共済会館 3階 「桜」 (高知市本町5丁目3-20)

1 開会

2 あいさつ

3 欠席委員の報告

4 議事録署名委員の指名

5 議案審議

第1号議案 高知県資源管理方針の変更について

第2号議案 令和7管理年度における漁獲可能量(まあじ、まいわし、さんま及びかたくちいわし)の設定について

第3号議案 さんご漁業に関する制限措置の変更について

第4号議案 浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について

6 報告事項

令和7管理年度におけるくろまぐろ漁獲可能量の配分について

7 閉 会

資料 1

第 2 2 期第 3 3 回高知海区漁業調整委員会

第 1 号議案

高知県資源管理方針の変更について



6 高漁管第 767 号

高知海区漁業調整委員会 様

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条に基づき、別紙案のとおり高知県資源管理方針の一部を変更するため、同条第 10 項において準用する同条第 4 項の規定により諮問します。

令和 6 年 12 月 6 日

高知県知事 濱田 省司

○高知県資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、高知県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和6年月日

高知県知事 瀨田 省司

高知県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で9.4万トン、生産額は520億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約3.3千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行う。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに以下の事項を定める。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定める。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができるものとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事

管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努める。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行う。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行う。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定する。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行う。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していく。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証するものとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証する。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施する。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないものとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び高知県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導する。

第7 高知県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行う。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は、「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-8 かたくちいわし太平洋系群」に、特定水産資源以外の水産資源のうち法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われているものについての具体的な資源管理方針は、「別紙2-1 かつお(中西部太平洋条約海域)」から「別紙2-2 きはだ(中西部太平洋条約海域)」に、特定水産資源以外の水産資源のうち法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性については、「別紙3-1 まるそうだ(高知県周辺海域)」から「別紙3-7 ぶり」に、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

高知県まあじ漁業

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を高知県まあじ漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業（法第 57 条第 1 項で定める中型まき網漁業、以下同じ。）、小型まき網漁業（高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号、以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 5 号で定める小型まき網漁業のうち火光利用いわしまき網漁業、以下同じ。）、大型定置漁業（法第 60 条第 3 項で定める定置漁業、以下同じ。）、小型定置漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号で定める第二種共同漁業権のうち小型定置漁業、以下同じ。）及び小型定置網漁業（規則第 4 条第 1 項第 15 号で定める小型定置網漁業、以下同じ。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1 日あたりの操業隻数 9 隻
小型まき網漁業	1 日あたりの操業隻数 26 隻
大型定置漁業	34 ケ統
小型定置漁業	115 ケ統
小型定置網漁業	41 ケ統

、(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

高知県まいわし漁業

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を高知県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

高知県するめいか漁業

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を高知県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業、小型定置網漁業及びするめいか釣り漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統
するめいか釣り漁業	1日あたりの操業隻数 11隻

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

(1) 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林水産省令第5号) 第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

(2) 対象とする漁業

ア 高知県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (養殖用種苗以外)

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業を除く。) のうち、養殖用種苗以外の採捕を目的とした漁業

イ 高知県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (養殖用種苗)

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業を除く。) のうち、養殖用種苗の採捕を目的とした漁業

ウ 高知県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業

大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業

(3) 知事管理区分及び漁獲可能期間

管理区分	漁獲可能期間
高知県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (養殖用種苗以外) (4月から6月まで)	4月1日から6月30日まで
高知県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (養殖用種苗以外) (7月から9月まで)	7月1日から9月30日まで
高知県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (養殖用種苗以外) (10月から12月まで)	10月1日から12月31日まで
高知県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (養殖用種苗以外) (1月から3月まで)	1月1日から3月31日まで
高知県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (養殖用種苗) (4月から9月まで)	4月1日から9月30日まで
高知県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	4月1日から6月30日まで
高知県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	7月1日から9月30日まで
高知県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	10月1日から12月31日まで
高知県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	1月1日から3月31日まで

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

イ 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 9 割を以下の表の割合に沿ってそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね 1 割を本県の留保とする。知事管理区分において漁獲可能量の超過が発生した場合には、超過した数量を翌管理区分から差し引くこととする。また、1 月から 3 月の知事管理区分を除き、知事管理区分において未利用分が発生した場合には、当該未利用分のうちおおむね 9 割を翌管理区分へ繰り越し、残りのおおむね 1 割を留保とする。繰越しの際に生じる留保については、1 月から 3 月の知事管理区分に補填することとする。管理年度の末日において、知事管理区分全体の漁獲量の総和が知事管理漁獲可能量の総和を超過した場合には、管理年度開始当初に設定した留保から補填することとする。

融通により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合には、当該増加数量のすべてを、以下の表の管理区分別の割合に沿って、漁獲可能期間が終了していない管理期間の割合の合計を分母とし、漁獲可能期間が終了していない各管理期間の割合を分子とした係数を用いて知事管理区分に按分することとする。

また、高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業及び高知県くろまぐろ（小型魚）定置漁業間での融通による漁獲可能量の変更については、別途要領に定めることとする。

令和 5 年の WCPFC 年次会合で合意された措置に基づく係数による不等量交換については、関係漁業者間で合意が整った場合において、国に要望を行い、当該合意が整った漁業について、認められた範囲内で行うものとする。

表 管理区分別の割合

	4月から6月まで	7月から9月まで	10月から12月まで	1月から3月まで
漁船漁業（養殖用種苗以外）	7.1%	0.1%	24.7%	13.8%
漁船漁業（養殖用種苗）	8.1%			
定置漁業	18.4%	3.0%	17.3%	7.5%

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

(1) 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林水産省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

(2) 対象とする漁業

ア 高知県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業を除く)

イ 高知県くろまぐろ(大型魚)定置漁業

大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業

(3) 知事管理区分及び漁獲可能期間

管理区分	漁獲可能期間
高知県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(4月から6月まで)	4月1日から6月30日まで
高知県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(7月から9月まで)	7月1日から9月30日まで
高知県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(10月から12月まで)	10月1日から12月31日まで
高知県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(1月から3月まで)	1月1日から3月31日まで
高知県くろまぐろ(大型魚)定置漁業(4月から6月まで)	4月1日から6月30日まで
高知県くろまぐろ(大型魚)定置漁業(7月から9月まで)	7月1日から9月30日まで
高知県くろまぐろ(大型魚)定置漁業(10月から12月まで)	10月1日から12月31日まで
高知県くろまぐろ(大型魚)定置漁業(1月から3月まで)	1月1日から3月31日まで

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

イ 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を以下の表の割合に沿ってそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保とする。知事管理区分において漁獲可能量の超過が発生した場合には、超過した数量を翌管理区分から差し引くこととする。また、1月から3月の知事管理区分を除き、知事管理区分において未利用分が発生した場合には、当該未利用分のうちおおむね9割を翌管理区分へ繰り越し、残りのおおむね1割を留保とする。繰越しの際に生じる留保については、1月から3月の知事管理区分に補填することとする。管理年度の末日において、知事管理区分全体の漁獲量の総和が知事管理漁獲可能量の総和を超過した場合には、管理年度開始当初に設定した留保から補填することとする。

融通により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合には、当該増加数量のすべてを、以下の表の管理区分別の割合に沿って、漁獲可能期間が終了していない管理期間の割合の合計を分母とし、漁獲可能期間が終了していない各管理期間の割合を分子とした係数を用いて知事管理区分に按分することとする。

また、高知県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業及び高知県くろまぐろ（大型魚）定置漁業間での融通による漁獲可能量の変更については、別途要領に定めることとする。

令和5年のWCPFC年次会合で合意された措置に基づく係数による不等量交換については、関係漁業者間で合意が整った場合において、国に要望を行い、当該合意が整った漁業について、認められた範囲内で行うものとする。

表 管理区分別の割合

	4月から6月まで	7月から9月まで	10月から12月まで	1月から3月まで
漁船漁業	4.8%	0%	1.1%	11.5%
定置漁業	46.2%	9%	17.9%	9.5%

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば及びびごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

高知県まさば及びびごまさば漁業

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、まさば及びびごまさばの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びびごまさばを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を高知県まさば及びびごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

さんま

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

高知県さんま漁業

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を高知県さんま漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙において同じ。)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

高知県かたくちいわし漁業

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を高知県かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙2-1)

第1 水産資源

かつお(中西部太平洋条約海域)

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-2)

第1 水産資源

きはだ(中西部太平洋条約海域)

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-1)

第1 水産資源

まるそうだ(高知県周辺海域)

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、CPUEを直近5年間(平成29年～令和3年)の平均値(598kg/隻/回)程度で維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-2)

第1 水産資源

いわししらす太平洋系群くまいわし、かたくちいわし及びうるめいわし太平洋系群のしらすのことをいう。>

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、CPUEを直近5年間(平成29年～令和3年)の平均値(247kg/統/回)程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

(2) いわししらす太平洋系群を漁獲対象とする漁業について、いわししらす太平洋系群を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第4 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針において、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群、うるめいわし太平洋系群のしらすについて、資源管理の目標等が定められた場合には、関連する水産資源として資源管理の方向性や資源管理の取組について見直すこととする。

(別紙3-3)

第1 水産資源

しいら (高知県周辺海域)

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、CPUEを直近5年間(平成29年～令和3年)の平均値(447kg/隻/回)程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 4)

第 1 水産資源

あかむつ (高知県周辺海域)

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、CPUE を直近 5 年間 (平成 29 年～令和 3 年) の平均値 (13kg/隻/回) 程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-5)

第1 水産資源

きんめだい (太平洋系群のうち高知県周辺海域)

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、CPUEを直近5年間(平成29年～令和3年)の平均値(206kg/隻/回)程度で維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-6)

第1 水産資源

うるめいわし太平洋系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を2033年までに、提案された限界管理基準値案以上に回復させることを目指す。

なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 7)

第 1 水産資源

ぶり

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を 2033 年までに、提案された目標管理基準値案以上に回復させることを目指す。

なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

○高知県資源管理方針 新旧対照表

改正案	現行
<p>○高知県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、高知県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和6年月日</p> <p>高知県資源管理方針</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>第1～7（略）</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は、「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-8 かたくちいわし太平洋系群」に、特定水産資源以外の水産資源のうち法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われているものについての具体的な資源管理方針は、「別紙2-1 かつお（中西部太平洋条約海域）」から「別紙2-2 きはだ（中西部太平洋条約海域）」に、特定水産資源以外の水産資源のうち法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性については、「別紙3-1 まるそうだ（高知県周辺海城）」から「別紙3-7 ぶり」に、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1-1）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>中型まき網漁業（法第57条第1項で定める中型まき網漁業、以下同じ。）、小型まき網漁業（高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号、以下「規則」という。）第4条第1項第5号で定める小型まき網漁業のうち火光利用いわしまき網漁業、以下同じ。）、大型定置漁業（法第60</p>	<p>○高知県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、高知県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和6年3月21日</p> <p>高知県資源管理方針</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>第1～7（略）</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は、「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 さんま」に、特定水産資源以外の水産資源のうち法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われているものについての具体的な資源管理方針は、「別紙2-1 かつお（中西部太平洋条約海域）」から「別紙2-2 きはだ（中西部太平洋条約海域）」に、特定水産資源以外の水産資源のうち法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性については、「別紙3-1 まるそうだ（高知県周辺海城）」から「別紙3-8 かたくちいわし太平洋系群」に、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1-1）</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>中型まき網漁業（法第57条第1項で定める中型まき網漁業、以下同じ。）、小型まき網漁業（高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号、以下「規則」という。）第4条第1項第5号で定める小型まき網漁業のうち火光利用いわしまき網漁業、以下同じ。）、大型定置網漁業（法第60</p>

条第3項で定める定置漁業、以下同じ。)、小型定置漁業(法第60条第5項第2号で定める第二種共同漁業権のうち小型定置漁業、以下同じ。)及び小型定置網漁業(規則第4条第1項第15号で定める小型定置網漁業、以下同じ。))においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統

(別紙1-2)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統

条第3項で定める定置漁業、以下同じ。)、小型定置漁業(法第60条第5項第2号で定める第二種共同漁業権のうち小型定置漁業、以下同じ。)及び小型定置網漁業(規則第4条第1項第15号で定める小型定置網漁業、以下同じ。))においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	119ヶ統
小型定置網漁業	37ヶ統

(別紙1-2)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	119ヶ統

小型定置網漁業

41ヶ統

(別紙1-3)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業、小型定置網漁業及びするめいか釣り漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統
するめいか釣り漁業	1日あたりの操業隻数 11隻

(別紙1-4)～(別紙1-5) (略)

(別紙1-6)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

小型定置網漁業

37ヶ統

(別紙1-3)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業、小型定置網漁業及びするめいか釣り漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	119ヶ統
小型定置網漁業	37ヶ統
するめいか釣り漁業	1日あたりの操業隻数 11隻

(別紙1-4)～(別紙1-5) (略)

(別紙1-6)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まさ網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まさ網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統

(別紙1-7)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙において同じ。)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

高知県かたくちいわし漁業

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

漁業の種類	漁獲努力量
中型まさ網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まさ網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	119ヶ統
小型定置網漁業	37ヶ統

(別紙1-7)

第1～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	119ヶ統
小型定置網漁業	37ヶ統

(新設)

(2) 対象とする漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がか
たくちいわしを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を
増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとす
る。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を高知県かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業及び小
型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲
努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業
に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、そ
れぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9 隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26 隻
大型定置漁業	34 ケ統
小型定置漁業	115 ケ統
小型定置網漁業	41 ケ統

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則第1の2
(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙2-1)

第1 水産資源

(別紙2-1)

第1 水産資源

<p>かつお (中西部太平洋条約海域)</p> <p>第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第3 (略)</p> <p>(別紙2-2)</p> <p>第1 水産資源 きはだ (中西部太平洋条約海域)</p> <p>第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第3 (略)</p>	<p>かつお (中西部太平洋条約海域)</p> <p>第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第3 (略)</p> <p>(別紙2-2)</p> <p>第1 水産資源 きはだ (中西部太平洋条約海域)</p> <p>第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>第3 (略)</p>
<p>(別紙3-1)</p> <p>第1 水産資源 まるそうだ (高知県周辺海域)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公</p>	<p>(別紙3-1)</p> <p>第1 水産資源 まるそうだ (高知県周辺海域)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公</p>

<p>表すとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙3-2)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>(1) 高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>(2) <u>い</u>わししらす太平洋系群を漁獲対象とする漁業について、<u>い</u>わししらす太平洋系群を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙3-3)</p> <p>第1 水産資源</p> <p>しいら (高知県周辺海域)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>第3 高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p>	<p>するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙3-2)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>(1) 高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p> <p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>(2) <u>新</u>設</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙3-3)</p> <p>第1 水産資源</p> <p>しいら (高知県周辺海域)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p>		
--	--	--	--

<p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙3-4)</p> <p>第1 水産資源 あかむつ (高知県周辺海域)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 高知県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 (略)</p>	<p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙3-4)</p> <p>第1 水産資源 あかむつ (高知県周辺海域)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 高知県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 (略)</p>
<p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙3-5)</p> <p>第1 水産資源 きんめだい (太平洋系群のうち高知県周辺海域)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 高知県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 (略)</p>	<p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙3-5)</p> <p>第1 水産資源 きんめだい (太平洋系群のうち高知県周辺海域)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 高知県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 (略)</p>

(別紙 3-6)

第1 水産資源

うるめいわし太平洋系群

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 (略)

(別紙 3-7)

第1 水産資源

ぶり

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 (略)

(削除)

(別紙 3-6)

第1 水産資源

うるめいわし太平洋系群

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 (略)

(別紙 3-7)

第1 水産資源

ぶり

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 (略)

(別紙 3-8)

第1 水産資源

かたくちいわし太平洋系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量を2033年までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。

なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定の実施状況の定

とともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

高知県資源管理方針について

1 概要

国の「資源管理基本方針」に基づいて、本県における資源管理の基本的な考え方を示しているほか、特定水産資源（TAC 対象魚種）の漁獲量の管理の手法や配分の基準、TAC 対象資源以外の水産資源に関する資源管理の方向性や資源管理の手法等を規定

2 記載されている内容

第1 資源管理に関する基本的な事項

- 1 漁業の状況
- 2 本県の責務

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量
- 2 留保枠の設定
- 3 数量の融通

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 特定水産資源
- 2 特定水産資源以外の水産資源
- 3 漁業者自身による自主的な取組

第6 その他資源管理に関する重要事項

- 1 漁獲量等の情報の収集
- 2 資源管理の進め方
- 3 種苗放流等の取組
- 4 遊漁者に対する指導

第7 高知県資源管理方針の検討

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

(1) 特定水産資源（別紙1）

まあじ、まいわし太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、まさば及びごまさば太平洋系群、さんま、かたくちいわし太平洋系群

(2) 特定水産資源以外の水産資源で資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われているもの（別紙2）

かつお（中西部太平洋条約海域）、きはだ（中西部太平洋条約海域）

(3) 特定水産資源以外の水産資源のうち目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないもの（別紙3）

まるそうだ、いわししらす太平洋系群、しいら、あかむつ、きんめだい、うるめいわし太平洋系群、ぶり

TAC制度 (Total Allowable Catch) とは

資源の水準と漁獲量とのバランスをとることにより、いつまでも漁業の対象として利用し続けられるようにするため、魚種毎に漁獲できる総量を定めて資源の維持、回復を図ろうとする制度。

TAC : 漁獲できる総量 (漁獲可能量)

県資源管理基本方針変更・決定の流れ

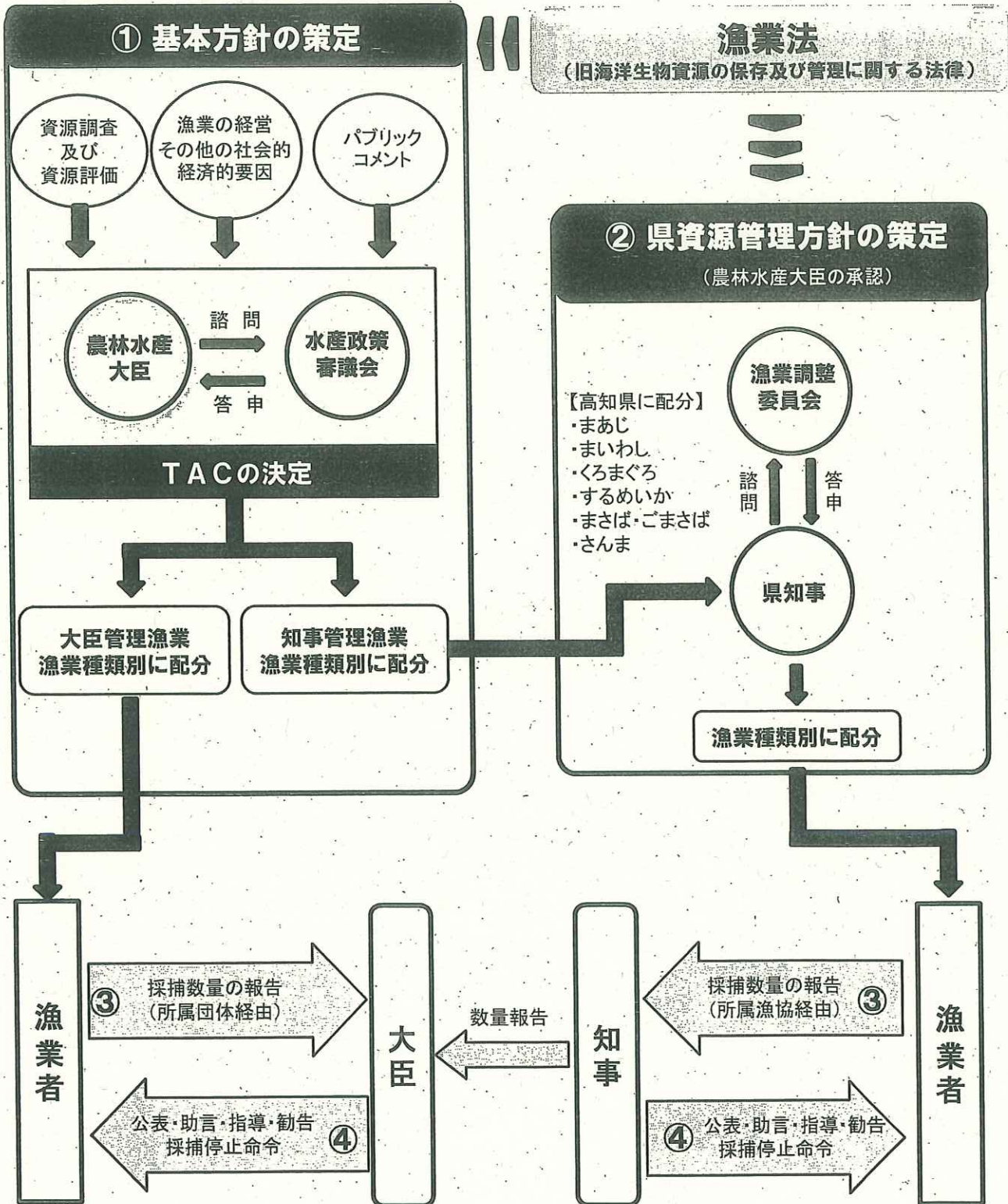
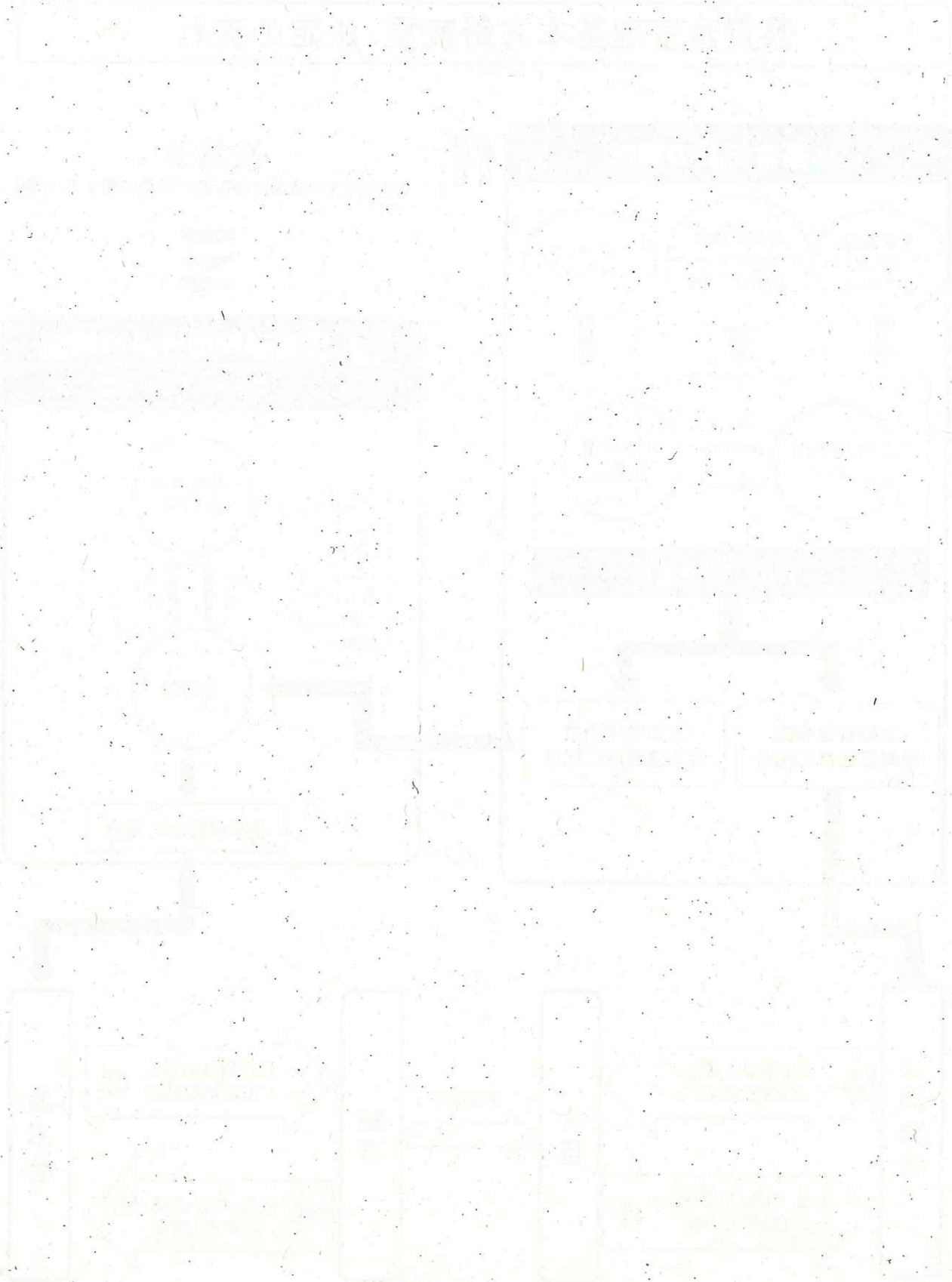


Figure 1. Schematic diagram of the experimental setup.



第 2 期第 3 3 回高知海区漁業調整委員会

第 2 号議案

令和 7 管理年度における漁獲可能量（まあじ、まいわし、さんま
及びかたくちいわし）の設定について

6 高漁管第 767 号

高知海区漁業調整委員会 様

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）における漁獲可能量を定めるため、同条第 2 項の規定により諮問します。

令和 6 年 12 月 6 日

高知県知事 濱田 省司

告 示

高知県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、
まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋
系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31
日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとお
り定めた。

令和6年12月 日

高知県知事 濱田 省司

- 1 まあじ
現行水準
- 2 まいわし太平洋系群
現行水準
- 3 さんま
現行水準
- 4 かたくちいわし太平洋系群
92,000トンの内数

告 示

- 令和7管理年度における知事管理漁獲
可能量の定め（まあじ、まいわし太平
洋系群、さんま及びかたくちいわし太
平洋系群）

（漁業管理課）

高知県知事 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま	現行水準	0.00%	10 トン未満
まあじ	現行水準	1.29%	1,496
まいわし太平洋系群	現行水準	0.41%	2,175
まいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし対馬暖流系群			

うるめいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし太平洋系群	92,000 トンの内数	—	
かたくちいわし瀬戸内海系群			
まだい日本海西部・東シナ海系群			

TAC管理導入当初の柔軟な運用（ステップアップ①）

- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方やスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行する。このため、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。（ステップ1・2で3年間を想定）

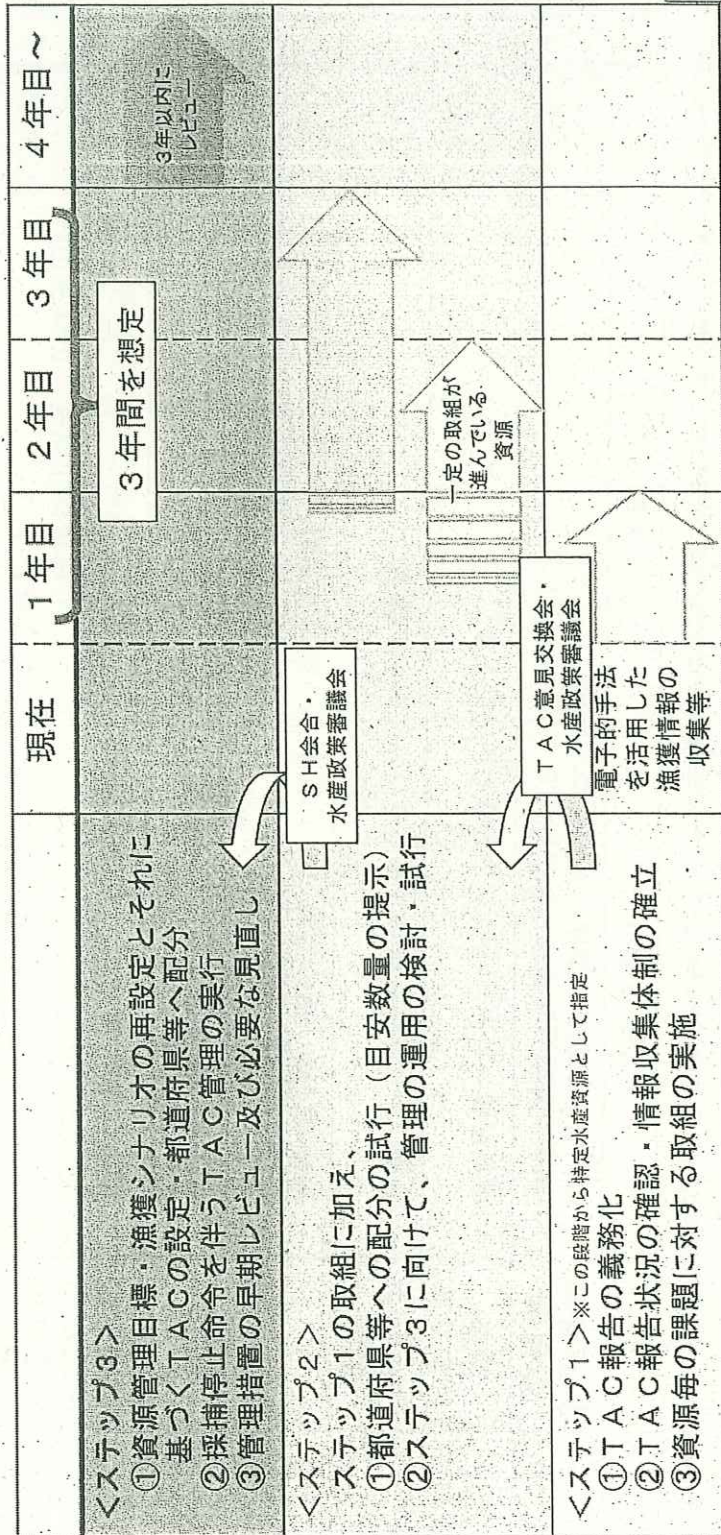
香川県のTAC管理の基盤

「通常のTAC管理」
 まあじ、まいわし、するめいか、
 くらまぐろ、まさば、ごまさば、
 さんま

「ステップ3によるTAC管理」
 該当資源なし

「ステップ2によるTAC管理」
 該当資源なし

「ステップ1によるTAC管理」
 かたくちいわし（R7.1～）
 ぶり（R7.4～予定）
 ※きんめだい（検討中）
 うるめいわし（検討中）



TAC管理導入当初の柔軟な運用（ステップアップ②）

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> 漁業法第12条第1項第1号に基づき目標（漁業の実態等を踏まえた目標（PGY）も含む） 		<ul style="list-style-type: none"> これまでで得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> 資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択 		<ul style="list-style-type: none"> 新たな資源管理の目標に基づき漁獲シナリオを選択
TACの設定	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定 		<ul style="list-style-type: none"> 左に同じ
TACの配分	<ul style="list-style-type: none"> 実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> 法第33条に基づき「採捕停止命令」は行わないこととする（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> 法第33条に基づき「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づき「助言・指導・勧告・採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	<ul style="list-style-type: none"> 従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証 	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映 	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
資源毎の課題に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> 資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換 		<ul style="list-style-type: none"> 導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 必要に応じ運用の改良等を検討

※1 漁獲実績を積み上げるために明らかに明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

※2 ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

(参考)

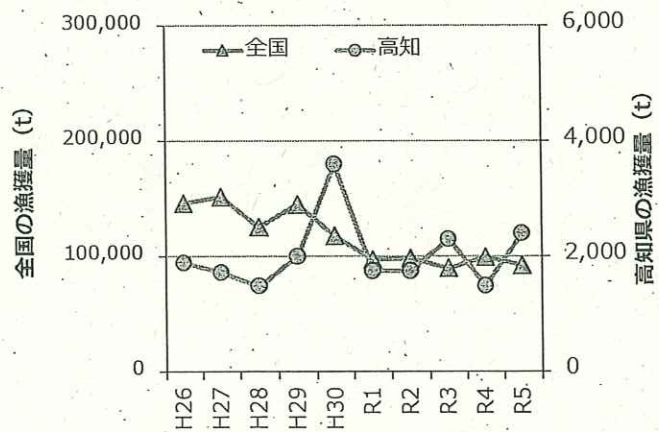
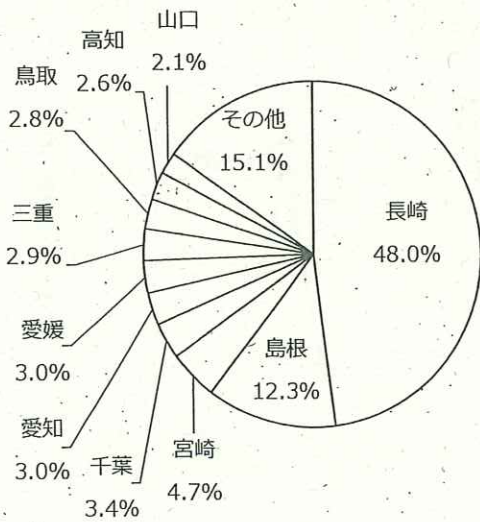
まあじの漁獲量 (漁業・養殖業生産統計)

(1) 令和5年の全国の漁獲量(上位10県)
(100t)

県名	漁獲量	全国比(%)	順位
長崎	442	48.0	1
島根	113	12.3	2
宮崎	43	4.7	3
千葉	31	3.4	4
愛知	28	3.0	5
愛媛	28	3.0	6
三重	27	2.9	7
鳥取	26	2.8	8
高知	24	2.6	9
山口	19	2.1	10
その他	139	15.1	
全国	920	100	

(2) 過去10年間の高知県及び全国の年別漁獲量
(t)

	高知	全国	全国比(%)
H26	1,889	145,767	1.296
H27	1,718	151,706	1.132
H28	1,484	125,277	1.185
H29	1,998	144,955	1.378
H30	3,596	117,782	3.053
R1	1,744	97,142	1.795
R2	1,736	97,890	1.773
R3	2,300	89,615	2.567
R4	1,488	99,295	1.499
R5	2,400	92,000	2.609



(参考)

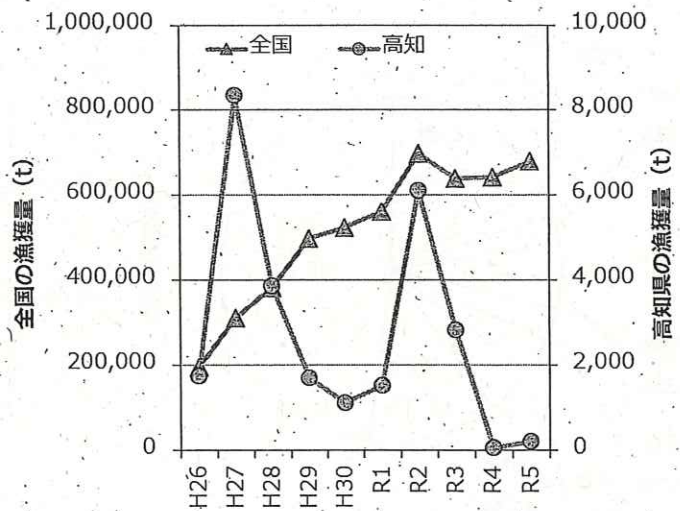
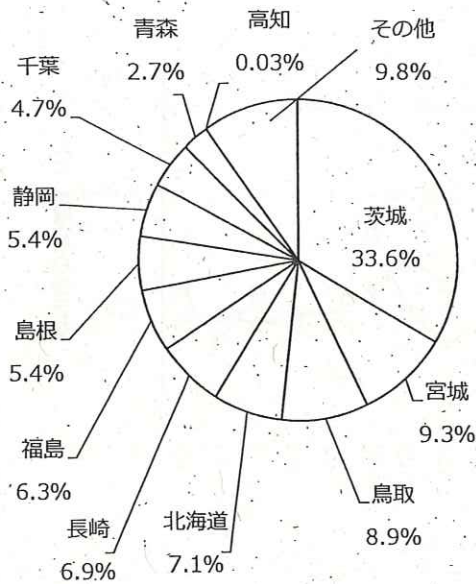
まいわしの漁獲量 (漁業・養殖業生産統計)

(1) 令和5年の全国の漁獲量(上位10道県)
(100t)

県名	漁獲量	全国比(%)	順位
茨城	2,285	33.6	1
宮城	634	9.3	2
鳥取	606	8.9	3
北海道	481	7.1	4
長崎	469	6.9	5
福島	426	6.3	6
島根	369	5.4	7
静岡	366	5.4	8
千葉	317	4.7	9
青森	185	2.7	10
高知	2	0.03	26
その他	669	9.8	
全国	6,809	100	

(2) 過去10年間の高知県及び全国の年別漁獲量
(t)

	高知	全国	全国比(%)
H26	1,749	195,726	0.894
H27	8,347	311,054	2.683
H28	3,871	382,101	1.013
H29	1,690	497,963	0.339
H30	1,108	524,212	0.211
R1	1,523	560,832	0.272
R2	6,109	698,289	0.875
R3	2,832	639,927	0.443
R4	62	641,797	0.010
R5	200	680,900	0.029



(参考)

さんまの漁獲量 (漁業・養殖業生産統計)

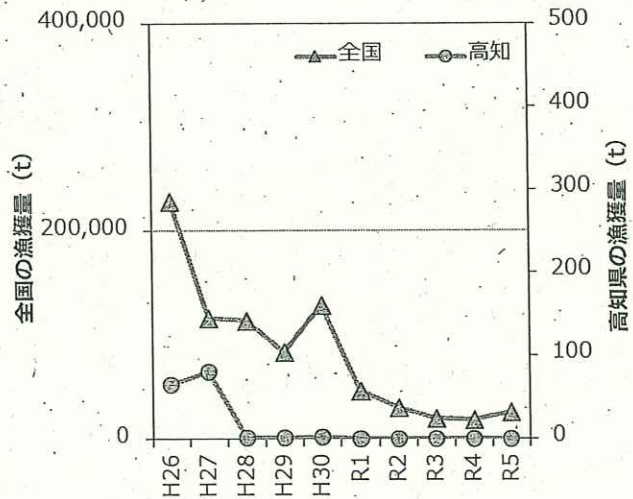
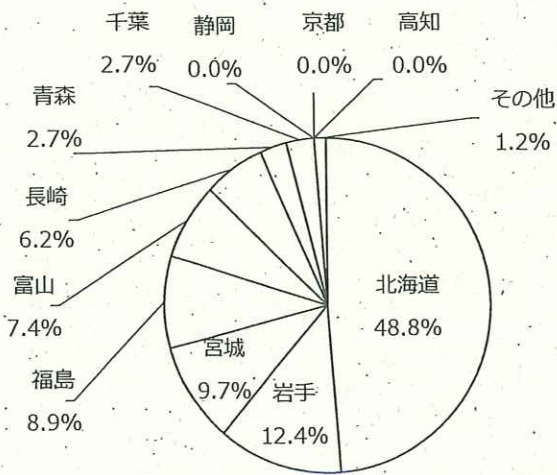
(1) 令和5年の全国の漁獲量 (上位10道府県)
(100t)

県名	漁獲量	全国比(%)	順位
北海道	126	48.8	1
岩手	32	12.4	2
宮城	25	9.7	3
福島	23	8.9	4
富山	19	7.4	4
長崎	16	6.2	6
青森	7	2.7	7
千葉	7	2.7	8
静岡	0	0.0	9
京都	0	0.0	10
高知	-	-	-
その他	3	1.2	-
全国	258	100	-

(2) 過去10年間の高知県及び全国の年別漁獲量
(t)

	高知	全国	全国比(%)
H26	65	228,647	0.028
H27	81	116,243	0.070
H28	1	113,828	0.001
H29	1	83,803	0.001
H30	2	128,929	0.002
R1	×	45,778	-
R2	×	29,675	-
R3	-	19,513	-
R4	×	18,384	-
R5	-	25,800	-

×：個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
-：事実のないもの



(参考)

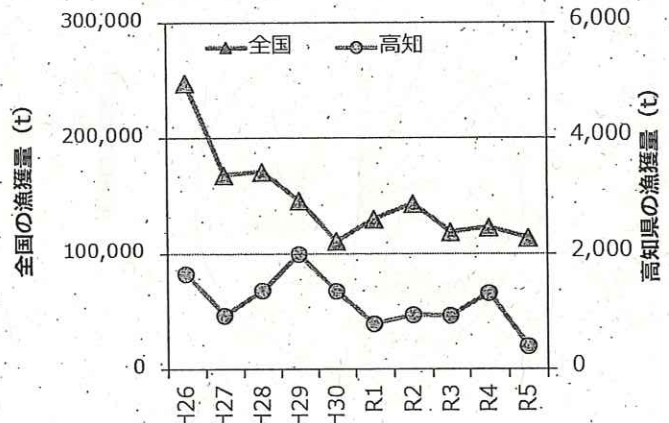
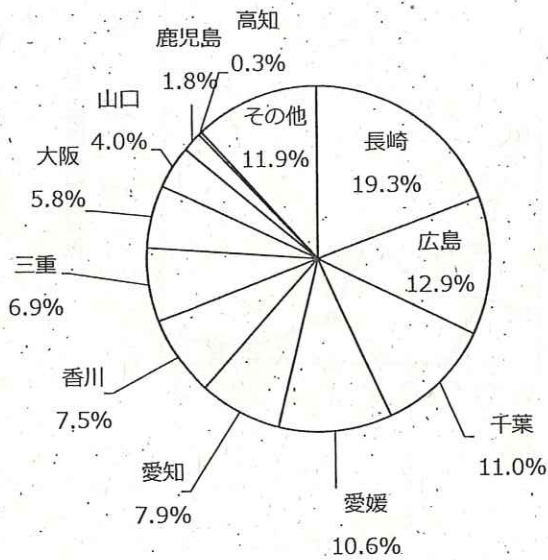
かたくちいわしの漁獲量 (漁業・養殖業生産統計)

(1) 令和5年の全国の漁獲量(上位10府県)
(100t)

県名	漁獲量	全国比(%)	順位
長崎	221	19.4	1
広島	148	13.0	2
千葉	126	11.0	3
愛媛	122	10.7	4
愛知	90	7.9	5
香川	86	7.5	6
三重	79	6.9	7
大阪	67	5.9	8
山口	46	4.0	9
鹿児島	21	1.8	10
高知	4	0.4	19
その他	136	11.9	
全国	1,142	100	

(2) 過去10年間の高知県及び全国の年別漁獲量
(t)

	高知	全国	全国比(%)
H26	1,649	248,069	0.665
H27	926	168,745	0.549
H28	1,363	171,176	0.796
H29	2,001	146,082	1.370
H30	1,350	111,374	1.212
R1	782	130,137	0.601
R2	947	143,834	0.658
R3	932	118,923	0.784
R4	1,323	123,241	1.074
R5	400	114,200	0.350



第22期第33回高知海区漁業調整委員会

第3号議案

さんご漁業に関する制限措置の変更について

6 高漁管第 768 号

高知海区漁業調整委員会 様

高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第3号に掲げるさんご漁業の制限措置を変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。

令和6年12月10日

高知県知事 濱田 省司

告 示

高知県告示第 号

令和2年12月高知県告示第931号（高知県漁業調整規則による
さんご漁業の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

高知県知事 濱田 省司

1 の表中「172」を「170」に改める。

3 を次のように改める。

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

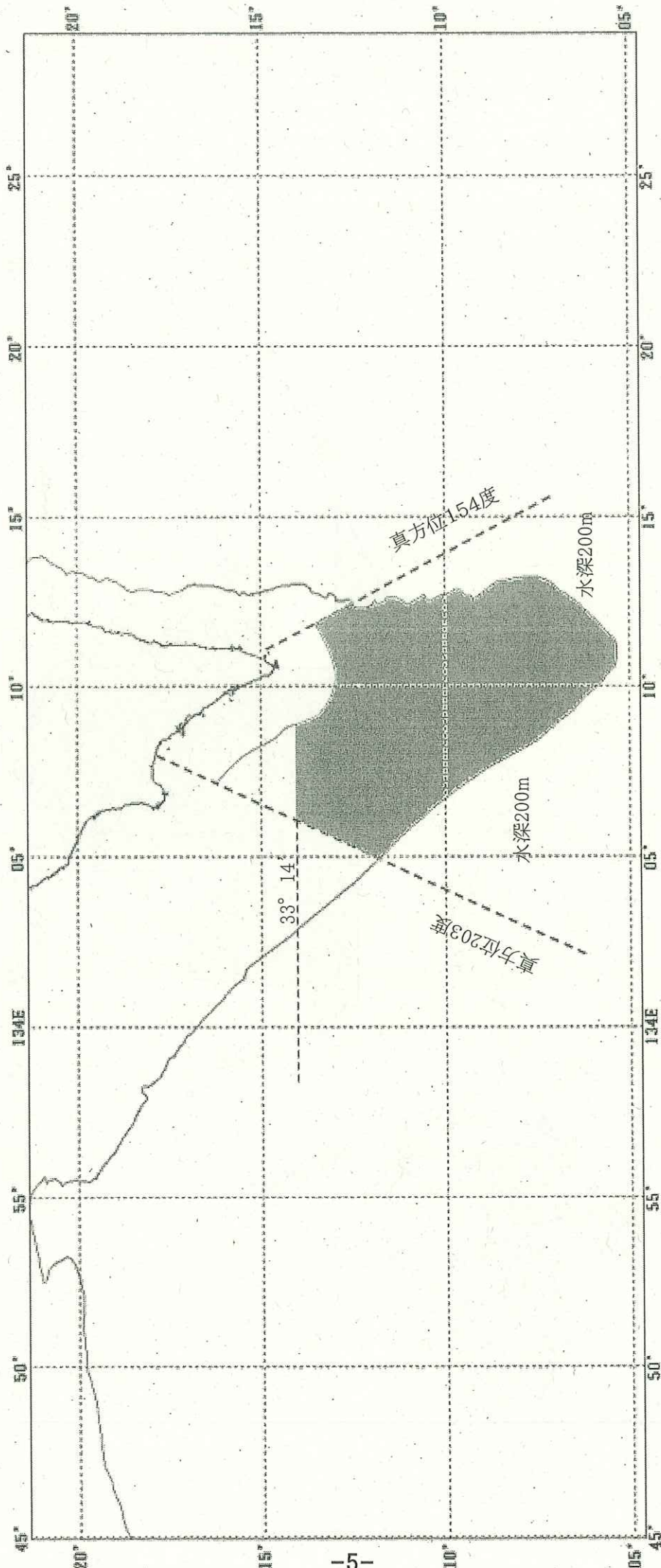
令和6年12月27日から令和7年1月17日まで

(参考) さんご漁業の許可等の制限措置 新旧対照表

新 (案)		旧	
<p>高知県告示第 816 号の 2 令和 2 年 12 月 高知県告示第 931 号 (高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置) の一部を次のように改正する。</p>		<p>高知県告示第 816 号の 2 令和 2 年 12 月 高知県告示第 931 号 (高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置) の一部を次のように改正する。</p>	
<p>1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他制限措置</p>		<p>1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他制限措置</p>	
<p>高知県告示第 号 令和 2 年 12 月 高知県告示第 931 号 (高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置) の一部を次のように改正する。</p>	<p>高知県告示第 号 令和 2 年 12 月 高知県告示第 931 号 (高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置) の一部を次のように改正する。</p>	<p>高知県告示第 816 号の 2 令和 2 年 12 月 高知県告示第 931 号 (高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置) の一部を次のように改正する。</p>	<p>高知県告示第 816 号の 2 令和 2 年 12 月 高知県告示第 931 号 (高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置) の一部を次のように改正する。</p>
<p>1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他制限措置</p>	<p>1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他制限措置</p>	<p>1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他制限措置</p>	<p>1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他制限措置</p>
<p>漁業種別 さんご漁業</p>	<p>漁業種別 さんご漁業</p>	<p>漁業種別 さんご漁業</p>	<p>漁業種別 さんご漁業</p>
<p>漁業者数 161</p>	<p>漁業者数 161</p>	<p>漁業者数 161</p>	<p>漁業者数 161</p>
<p>操業区域 操業区域 (4 の操業区域をいう。以下同じ。) 1</p>	<p>操業区域 操業区域 (4 の操業区域をいう。以下同じ。) 1</p>	<p>操業区域 操業区域 (4 の操業区域をいう。以下同じ。) 1</p>	<p>操業区域 操業区域 (4 の操業区域をいう。以下同じ。) 1</p>
<p>漁業時期 3 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 31 日まで</p>	<p>漁業時期 3 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 31 日まで</p>	<p>漁業時期 3 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 31 日まで</p>	<p>漁業時期 3 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 31 日まで</p>
<p>推進機関の馬力数 許可証に記載されている推進機関の馬力数</p>	<p>推進機関の馬力数 許可証に記載されている推進機関の馬力数</p>	<p>推進機関の馬力数 許可証に記載されている推進機関の馬力数</p>	<p>推進機関の馬力数 許可証に記載されている推進機関の馬力数</p>
<p>船舶の総トン数 20 トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数</p>	<p>船舶の総トン数 20 トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数</p>	<p>船舶の総トン数 20 トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数</p>	<p>船舶の総トン数 20 トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数</p>
<p>漁業種別 さんご漁業</p>	<p>漁業種別 さんご漁業</p>	<p>漁業種別 さんご漁業</p>	<p>漁業種別 さんご漁業</p>
<p>漁業者数 170</p>	<p>漁業者数 170</p>	<p>漁業者数 172</p>	<p>漁業者数 172</p>
<p>操業区域 操業区域 2</p>	<p>操業区域 操業区域 2</p>	<p>操業区域 操業区域 2</p>	<p>操業区域 操業区域 2</p>
<p>漁業時期 3 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 31 日まで</p>	<p>漁業時期 3 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 31 日まで</p>	<p>漁業時期 3 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 31 日まで</p>	<p>漁業時期 3 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 31 日まで</p>
<p>推進機関の馬力数 許可証に記載されている推進機関の馬力数</p>	<p>推進機関の馬力数 許可証に記載されている推進機関の馬力数</p>	<p>推進機関の馬力数 許可証に記載されている推進機関の馬力数</p>	<p>推進機関の馬力数 許可証に記載されている推進機関の馬力数</p>
<p>船舶の総トン数 20 トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数</p>	<p>船舶の総トン数 20 トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数</p>	<p>船舶の総トン数 20 トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数</p>	<p>船舶の総トン数 20 トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数</p>

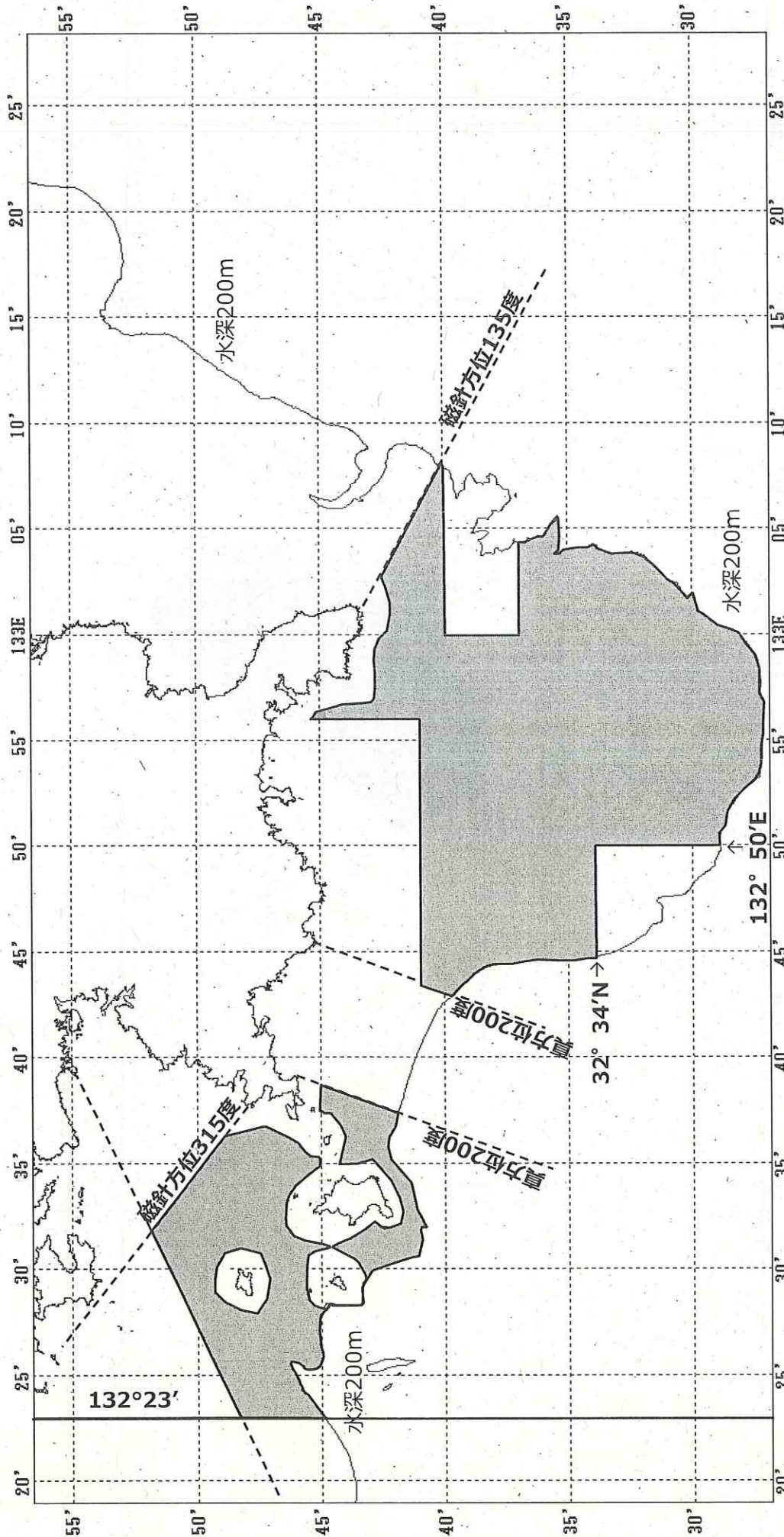
<p>2 略</p> <p>3 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和6年12月27日から令和7年1月17日まで</p> <p>4 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和5年12月25日から令和6年1月19日まで</p> <p>4 略</p>
--	--

さんご漁業 操業区域概略図(東部)



※あくまで概略図であり、実際の区域とは若干異なる場合があります。

さんご漁業 操業区域概略図 (西部)



※あくまで概略図であり、実際の区域とは若干異なる場合がありますので、ご注意ください。

第22期第32回高知海区漁業調整委員会

第4号議案

浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について

海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示 (案)

高知海区漁業調整委員会指示第106号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和6年12月 日に、次のとおり指示した。

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

（採捕の制限）

- 1 浦ノ内湾において、2に定める制限区域内では、あさりを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）
(2) 高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）から採捕の承認を受けて採捕する場合

（制限区域）

- 2 あさりの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。

(1) A区域（天皇洲の区域）

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒

点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒

点ウ 北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒

点エ 北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒

点オ 北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒

(2) B区域（宇佐大橋の南西側の区域）

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒

点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒

点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒

点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒

点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒

（殻長の制限）

- 3 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、殻長3センチメートル未満のあさりを採捕してはならない。

（標識の携帯）

- 4 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、あさりを採捕しようとするときは、事前に委員会に届け出た標識を自ら携帯しなければならない。

(報告書の提出)

- 5 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、四半期ごとに、委員会が別に定める様式によるあさりの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。

(採捕の承認の取消し)

- 6 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)の規定に違反してあさりを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、1の(2)の採捕の承認を取り消すことができる。

(事務の取扱い)

- 7 この指示に定めるもののほか、1の(2)の採捕の承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定めるところによるものとする。

(指示の有効期間)

- 8 この指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

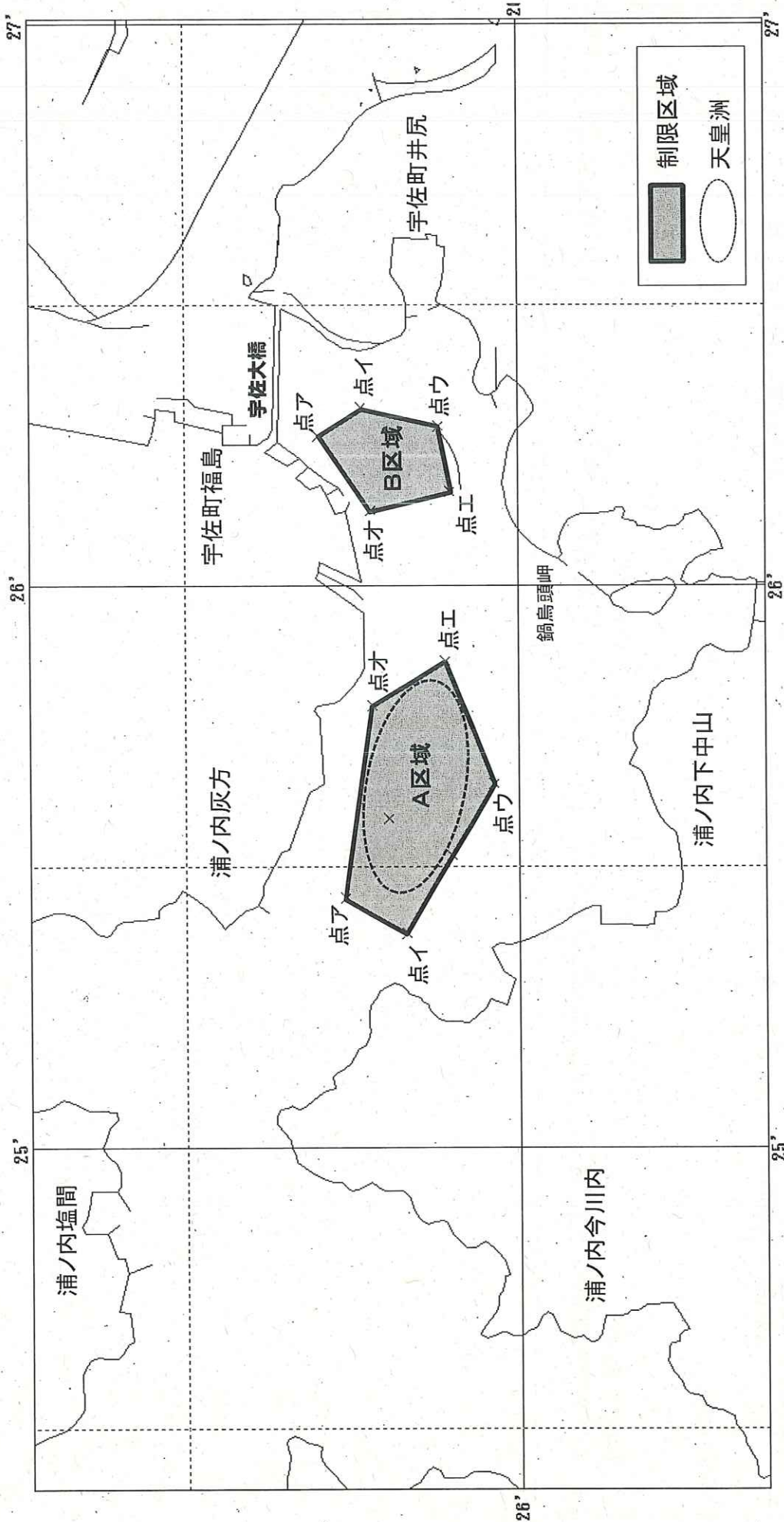
高知海区漁業調整委員会指示

○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示

浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る高知海区漁業調整委員会指示 新旧対照表 (案)

新	旧
<p>高知海区漁業調整委員会指示第106号 浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、令和6年12月 日 に次のとおり指示した。 令和 年 月 日 高知海区漁業調整委員会会長 木下 清</p> <p>1～7 略</p> <p>(指示の有効期間) 8 この指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。</p>	<p>高知海区漁業調整委員会指示第102号 浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、令和5年12月20日に次のとおり指示した。 令和6年1月12日 高知海区漁業調整委員会会長 木下 清</p> <p>1～7 略</p> <p>(指示の有効期間) 8 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。</p>

浦ノ内湾におけるあさり採捕に係る高知海区漁業調整委員会指示対象区域図(概略)



A区域

- 点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒
- 点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒
- 点ウ 北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒
- 点エ 北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒
- 点オ 北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒

B区域

- 点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒
- 点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒
- 点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒
- 点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒
- 点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒

浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認に関する事務取扱要領（案）

令和6年12月 日付け高知海区漁業調整委員会指示第106号のあさりの採捕の承認に関する事務取扱要領は、次のとおりとする。

1 承認の対象

あさりの採捕について高知海区漁業調整委員会（以下、「委員会」という）が承認する対象は、次のいずれかのおりとする。

- (1) あさり資源の管理と持続的な利用に寄与する取組であり、高知県産業振興計画に位置付けられていること。
- (2) (1) に準ずると認められる取組で、委員会が特に必要と認めた場合。

2 承認の審査

承認にあたっては、あさり資源の管理と持続的な利用に寄与する取組かどうか、資源への影響や公益上の支障の有無、地域活性化や交流人口の拡大などについて委員会で審議したうえで総合的に承認の可否を決定することとする。

3 承認の有効期間

採捕の承認の有効期間は1年以内とする。

4 承認の申請

あさりの採捕の承認を受けようとする者は、別記第1号様式による承認申請書に次に掲げる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 事業計画など取組内容の分かる書類
- (3) あさり採捕に係る標識の届出書（別記第2号様式）
- (4) その他委員会が必要と認めた書類

5 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、別記第3号様式の承認証を交付する。

6 報告書の提出

委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係るあさりの採捕に係る報告書を四半期ごとに別記第4号様式により委員会に提出しなければならない。

7 承認証の書換え交付の申請

採捕の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やか

に別記第5号様式による申請書を提出して、委員会に承認証の書換え交付を申請しなければならない。

8 承認証の再交付の申請

採捕の承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、速やかにその理由を付して別記第6号様式により委員会に再交付を申請しなければならない。

9 承認の条件

- (1) あさりを採捕する時間は日の出から日の入までとし、船舶を使用してはならない。
- (2) 殻長3センチメートル未満のあさりを採捕してはならない。
- (3) あさりを採捕する者は、標識を携帯しなければならない。

(附則)

この要領は、令和6年12月 日から施行する。

(第1号様式)

あさりの採捕承認申請書

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会長 様

住 所

氏 名

高知海区漁業調整委員会指示 号に基づく、あさりの採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕区域
- 2 採捕期間
- 3 採捕数量
- 4 添付書類
 - (1) 誓約書
 - (2) 事業計画など取組内容の分かる書類
 - (3) あさり採捕に係る標識の届出書(別記第2号様式)
 - (4) その他委員会が必要と認めた書類

(第2号様式)

あさりの採捕に係る標識届書

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会長 様

住 所

氏 名

あさりの採捕をする場合は、下記の標識を使用するので届け出ます。

記

- 1 標識の種類 (ワッペン、腕章など)
- 2 標識の概要
 - (1) 材質 (ビニール、布等)
 - (2) 色
- 3 標識の形体図 (下記のとおり)

(第3号様式)

高調第 号

あさり採捕承認証

住 所
氏 名

1 採捕区域

2 採捕期間 月 日から 月 日まで

3 有効期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

4 条件 裏面記載のとおり

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会

会長

(第4号様式)

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会 様

承認番号 高調第 号

住 所

氏 名

あさりの採捕に係る報告書
(令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)

	延べ採捕日数 (日)	延べ採捕人数 (人)	採捕数量 (kg)
月			
月			
月			
合計			

(第5号様式)

あさり採捕承認証書換え交付申請書

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会長 様

住 所

氏 名

下記によりあさり採捕承認証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日
- 3 書換えようとする事項

項 目	現在の承認証記載事項	書換えようとする内容

(第6号様式)

あさり採捕承認証再交付申請書

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員会長 様

住 所

氏 名

あさり採捕承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日
- 3 船名及び登録番号
- 4 亡失（き損）の理由

誓約書

令和 年 月 日

高知海区漁業調整委員長 様

住 所

生年月日 T・S・H 年 月 日

(ふりがな)

氏 名

今般、あさり採捕の承認を受けるにあたり、下記の事項を誓約いたします。

記

- 1 承認の条件を遵守し、絶対に違反操業はいたしません。
- 2 違反操業をした場合は、承認を取消されても異議はありません。
- 3 高知海区漁業調整委員会が、漁業調整上承認の取り消しが必要と認められた場合、承認を取消されても異議はありません。
- 3 県の漁業取締員の指示については、これに従います。
- 4 私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ② 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
 - ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
 - ④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの



令和 6年 11月 25日

高知県海区漁業調整委員長 木下 清 様

高知県漁業協同組合 代表理事組合長 澳本 健也

高知県漁業協同組合 宇佐統括支所 地区委員長 浜崎 強志

高知県漁業協同組合 深浦支所 地区委員長 福本 謙次

宇佐地区協議会 代表 柿本 啓輔

あさり資源保護に関する委員会指示についての要望書

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、高知県漁業協同組合と宇佐地区協議会では、天皇洲の周辺におきましてあさりの資源回復を目的とした取組を行っており、この取組により設置した被せ網の下ではあさが順調に生育しているところです。生育したあさりの適切な管理及びその有効活用のため、令和7年度も引き続き委員会指示による資源管理を要望します。

記

1 保護区域の設定

天皇洲周辺海域におけるあさりの原則採捕禁止

2 採捕禁止の除外対象の承認

高知県漁業協同組合及び宇佐地区協議会が実施する資源保全活動の取組の周知や児童の体験学習を目的とした潮干狩り、また、資源回復の取組によって回復させたあさりの適切な管理及び地域活性化に繋がる資源の有効活用のための採捕の承認

3 殻長制限

承認を受けた場合であっても、殻長3センチメートル未満のあさりの採捕禁止

4 備考

令和7年度は4月当初から保全活動を開始するとともに小学校を対象にした潮干狩り体験等も実施する予定です。つきましては、4月当初からあさりの採捕ができますよう委員会指示の発動や採捕承認事務手続きを進めていただくよう、ご配慮願います。

令和6年12月18日

高知県水産試験場

天皇州におけるアサリの現存量調査について

1 目的

アサリの食害防止のために天皇州に設置した被せ網におけるアサリの現存量の推移等を把握する。

2 令和6年度アサリ現存量の調査方法

- (1) 被せ網の敷設エリアを東、西1及び西2の3つに区分し(図1)、それぞれ12、16及び2枚の被せ網を調査対象として抽出
- (2) 調査対象の各網下の砂を内径108mmの筒状サンプラーで深さ10cm×13回サンプリング
- (3) 採取したサンプルからアサリを選び分け、調査対象の網ごとの総重量を測定
- (4) アサリの個体別殻長を測定し、殻長から重量へ換算する数式を用いて個体別重量を算出
- (5) ドローンで撮影した画像から砂に埋没した被せ網の面積を概算
※砂で埋没した部分でアサリは増殖できないので、埋没面積を除外し現存量を算出する必要がある。
- (6) (3)と(5)から総現存量を、さらに(4)から一般的な漁獲対象サイズである殻長3cm以上の現存量を推定

3 結果と考察

2024年9月3日及び4日に実施した調査の結果、総現存量は7.5トン(2023年度調査結果17トン)、うち殻長3cm以上は6.5トン(同16トン)となり、前年に続き減少傾向を示した(表1、図2)。

密度(kg/m²)の最高値は、2020年度に約16kg/m²となり最も高かったが、その後、減少し2023年度は約8.1kg/m²、2024年度は約3.5kg/m²となった(図3)。

考えられる減少要因は次のとおり

- ・砂による埋没により、アサリの増殖に対して正常に機能する被せ網が減少した。
(2021年度:429枚→2022年度:303枚→2023年度:246枚→2024年度:240枚)(表2)
- ・2022年秋と2023年春にはヘテロカプサ赤潮によるへい死が観察された。
- ・被せ網を設置した当初の2019年度は、殻長3cm未満の個体数が14百万個と多く、加入が順調であったが、2020年度以降は同サイズの個体数の減少傾向が続いており、漁場への加入が低調であったと考えられる(図4)。
- ・水産試験場が実施しているアサリ浮遊幼生調査において、2023年度の浮遊幼生密度の最高値が8,580個/m³であり、2021年度の28,610個/m³、2022年度の16,380個/m³に比較して少ないという結果が得られている(図5)。このことも、現存量の減少に影響している可能性がある。

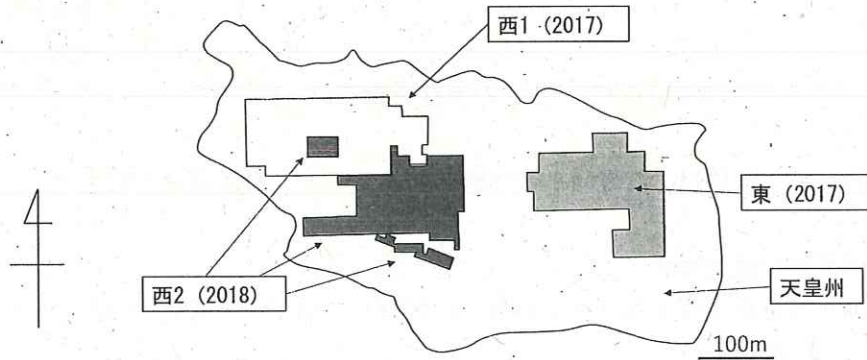


図1 天皇家における各エリア ()内は設置年度を示す。

表1 令和6年度に実施した天皇家の被せ網におけるアサリ現存量調査結果

エリア	網枚数	1網あたり*		殻長3cm以上の割合		殻長3cm未満の割合		個体数(千個)		重量(トン)	
	現存枚数	個体数(千個)	重量(kg)	個体数	重量	個体数	重量	全体	殻長3cm以上	全体	殻長3cm以上
東	94.0	3	23	32%	92%	68%	8%	0.3	0.1	2.0	1.8
西1	112.9	6	25	70%	76%	30%	24%	0.7	0.5	3.0	2.3
西2	32.9	7	75	64%	96%	36%	4%	0.2	0.1	2.5	2.4
合計	239.8	—	—	—	—	—	—	1.2	0.7	7.5	6.5

※被せ網1枚の面積は50m²(5m×10m)

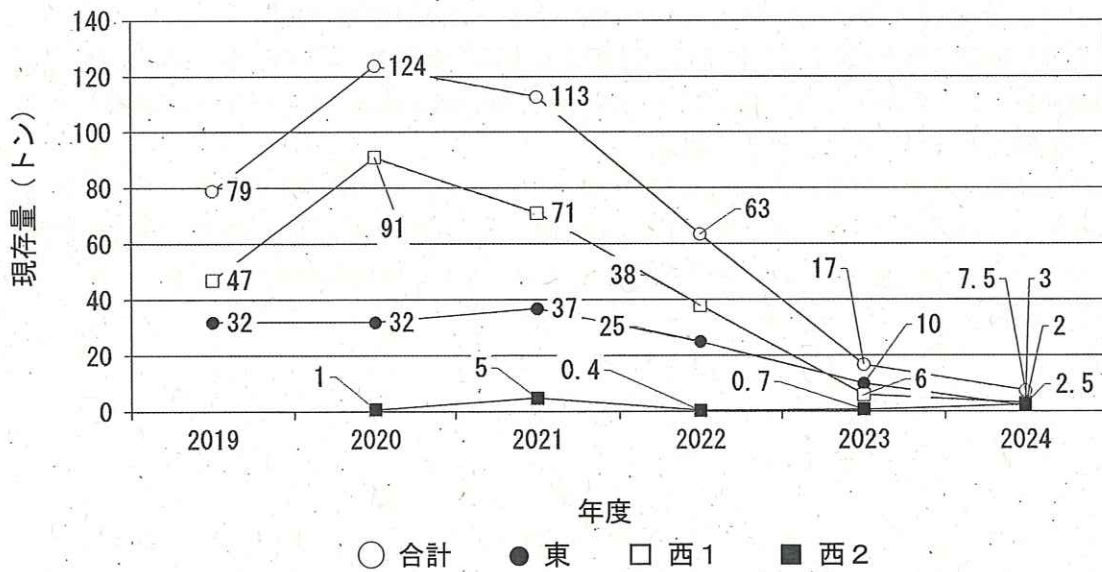


図2 天皇家被せ網におけるアサリ現存量(トン)の推移

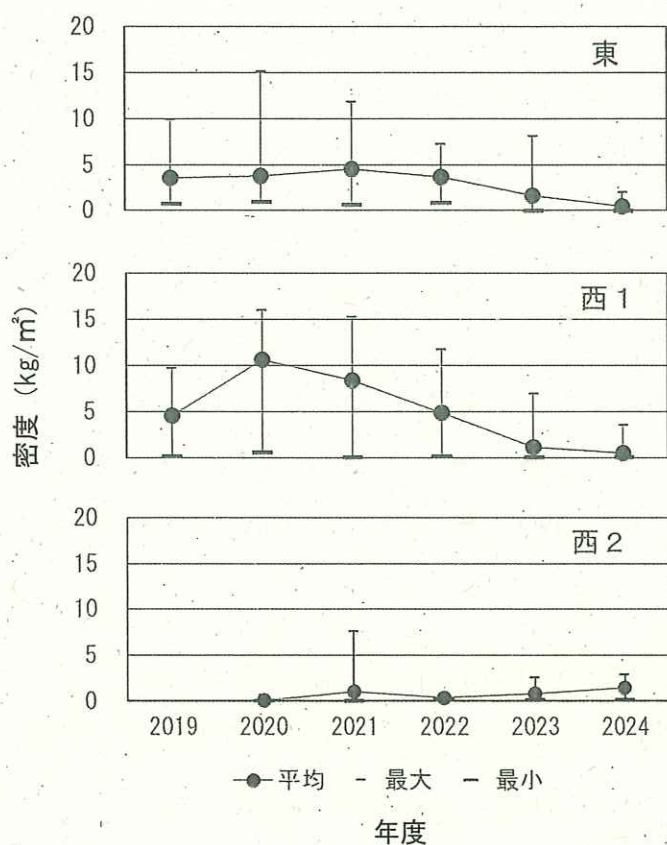


図3 各エリアのアサリ重量密度平均値の推移 (kg/m²)

表2 天皇家における被せ網の現状

エリア	設置枚数	埋没枚数	撤去枚数	現存枚数 [※]
東	177	65.0	18.0	94.0
西1	206	93.1		112.9
西2	180	147.1		32.9
合計	563	—	—	239.8

※ 現存枚数 = 設置枚数 - 埋没枚数 - 撤去枚数

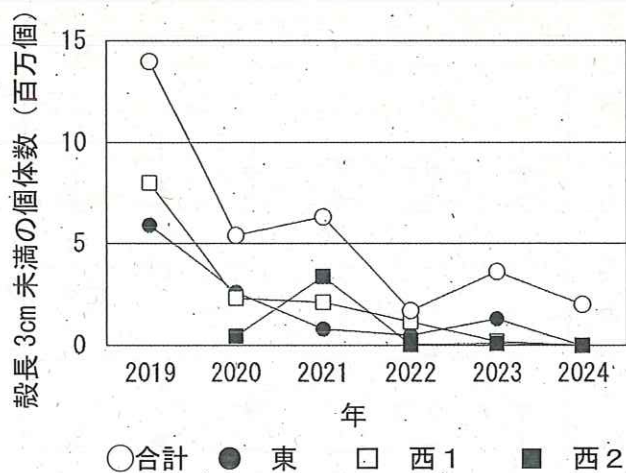


図4 2019～2024年度の殻長3cm未満の個体数の推移

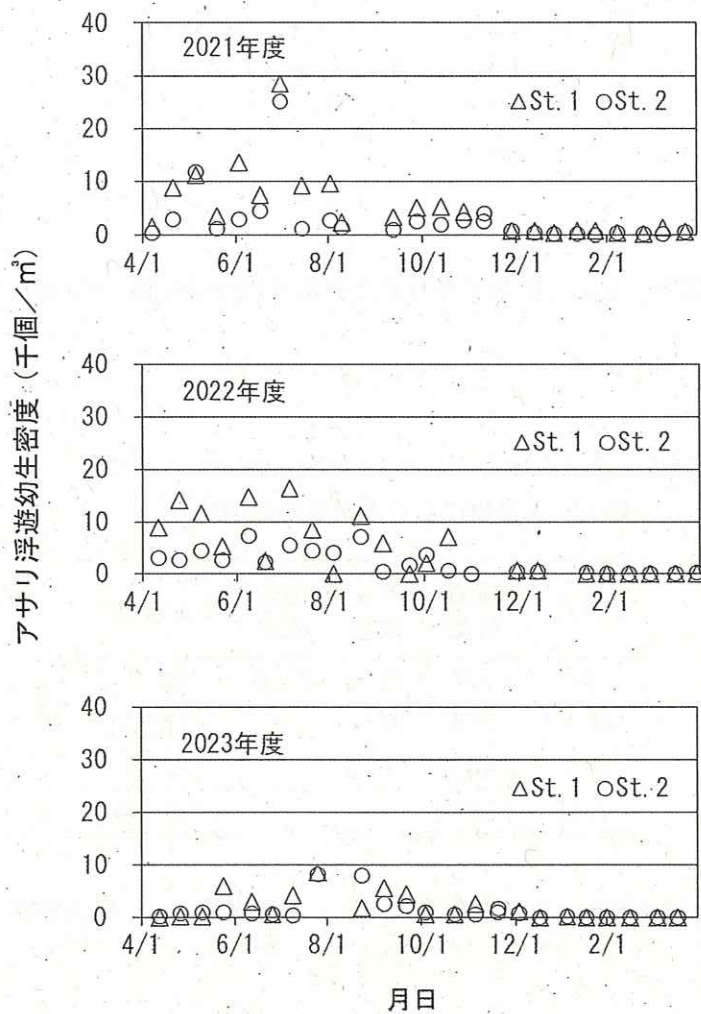


図5 2021～2023年度アサリ浮遊幼生密度の季節変化の推移

第22期第33回高知海区漁業調整委員会

報告事項

令和7管理年度におけるくろまぐろ漁獲可能量の配分について

2024年12月
水産庁

ダブリューシーピーエフシー
中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)
「第21回年次会合」の結果について

1 日時・場所

日本時間の11月28日(木)から12月3日(火)まで、フィジー(スバ)で対面とウェブ会議併用で開催。

2 参加国・地域

日本、米国、EU、太平洋島嶼国等26か国・地域が参加。
(他、関係する国際機関、NGOの代表等が参加)

3 我が国出席者

福田資源管理部審議官(政府代表)、宮原農林水産省顧問ほか、水産庁、外務省、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び業界関係者。

4 主な結果

- 太平洋クロマグロについて、7月の北小委員会が勧告した、小型魚10%、大型魚50%の増枠等の措置が採択された。
- この結果、我が国の漁獲上限は以下のように増加。
小型魚 4,007トン ⇒ 4,407トン (400トン増)
大型魚 5,614トン ⇒ 8,421トン (2,807トン増)

【参考 今回の合意内容】

2025年以降の措置として、以下の増枠等に合意（措置は2026年に見直すことを明記）。

① 漁獲上限

小型魚

日本：4,007トン ⇒ 4,407トン（10%、400トン増枠）

韓国：718トン ⇒ 718トン（増枠なし）

（計：4,725トン ⇒ 5,125トン（400トン増枠））

〔※1 0歳魚（2kg未満）の漁獲が増えないよう努める。〕

大型魚

日本：5,614トン ⇒ 8,421トン（50%、2,807トン増枠）

韓国：30トン ⇒ 501トン（※2 471トン増枠）

台湾：1,965トン ⇒ 2,947トン（50%、982トン増枠）

（計：7,609トン ⇒ 11,869トン（4,260トン増枠））

〔※2 韓国については、現行の漁獲枠が僅少であるため、300トンの追加と小型魚増枠分の振替による増枠を実施。〕

〔※3 上記のほか、NZ、豪州は、それぞれ200トン、40トンまで漁獲可能。〕

② 当初の漁獲枠の17%を上限に、未使用漁獲枠を繰越すことができる規定を一般ルール化（年限なく適用）。

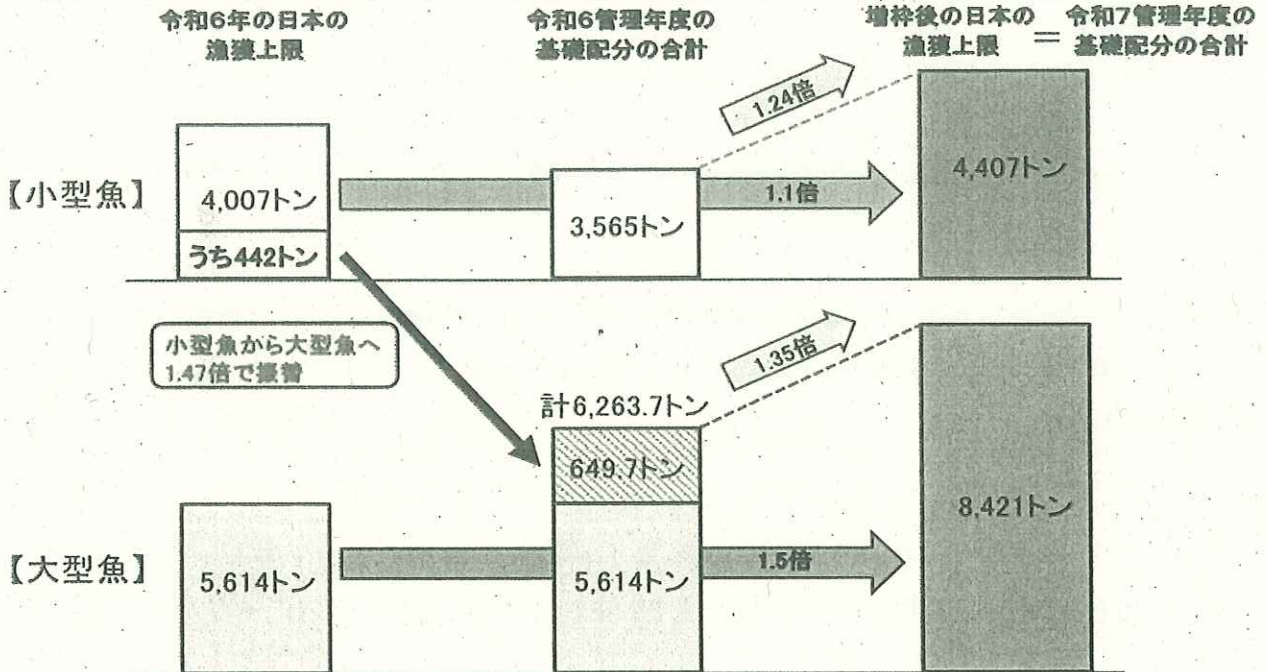
③ 小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置（小型魚の漁獲上限を1.47倍して大型魚に振替可）について、適用上限（韓国40%、日本等30%）を撤廃し、一般ルール化（年限なく適用）。

令和7管理年度のくろまぐろのTAC（漁獲可能量）配分について

1 我が国全体の漁獲枠について

はじめに：「我が国漁獲枠」の増加倍率について

- WCPFCで合意された漁獲上限の増加倍率は、小型魚1.1倍、大型魚1.5倍。
- 小型魚442トン（うち442トン）を1.47倍で大型魚へ振り替えていたため、令和6管理年度の基礎配分の合計からの増加倍率は、小型魚1.24倍、大型魚1.35倍。



2 国内配分について

小型魚	現行（R6 基礎配分）	R3-5 の管理年度毎の漁獲実績のシェアを用いた配分	調整	合計	（トン）	R6 基礎配分からの増加倍率
大臣管理区分	1,269	1,230.8	61.2	1,292		1.02
都道府県（沿岸漁業）	2,196.9	3,066		3,066		1.40
留保	99.1	110.2	-61.2	49		0.50
全体	3,565	4,407		4,407		1.24

大型魚	現行（R6 基礎配分）	R3-5 の管理年度毎の漁獲実績のシェアを用いた配分	増枠分	合計	（トン）	R6 基礎配分からの増加倍率
大臣管理区分	4,416.9	3,901.6	1,378.5	5,280.1		1.20
都道府県（沿岸漁業）	1,746	1,612.2	1,378.5	2,990.7		1.72
留保	100.8	100.2	50	150.2		1.50
全体	6263.7	5,614	2,807	8,421		1.35

3 本県への基礎配分数量

() 内は令和6管理年度の数量

	小型魚	大型魚
基礎配分数量	82.8t (74.6t)	37t (16.8t)
R6 基礎配分からの増加倍率	1.11	2.20

(1) 配分方法

次のいずれか多い方の配分とし、数量が少ない場合は調整を行う。

- ①令和3～5管理年度の漁獲実績のシェアの平均値で算出した数量
- ②令和6管理年度の基礎配分数量を1.11倍（小型魚）または1.35倍（大型魚）した数量

【小型魚】

- ・本県は、令和3～5管理年度の漁獲実績のシェアの平均値で算出した数量（74.1トン）より、令和6管理年度の基礎配分数量を1.11倍した数量（82.8トン）が多いため、82.8トンが配分。(②)

【大型魚】

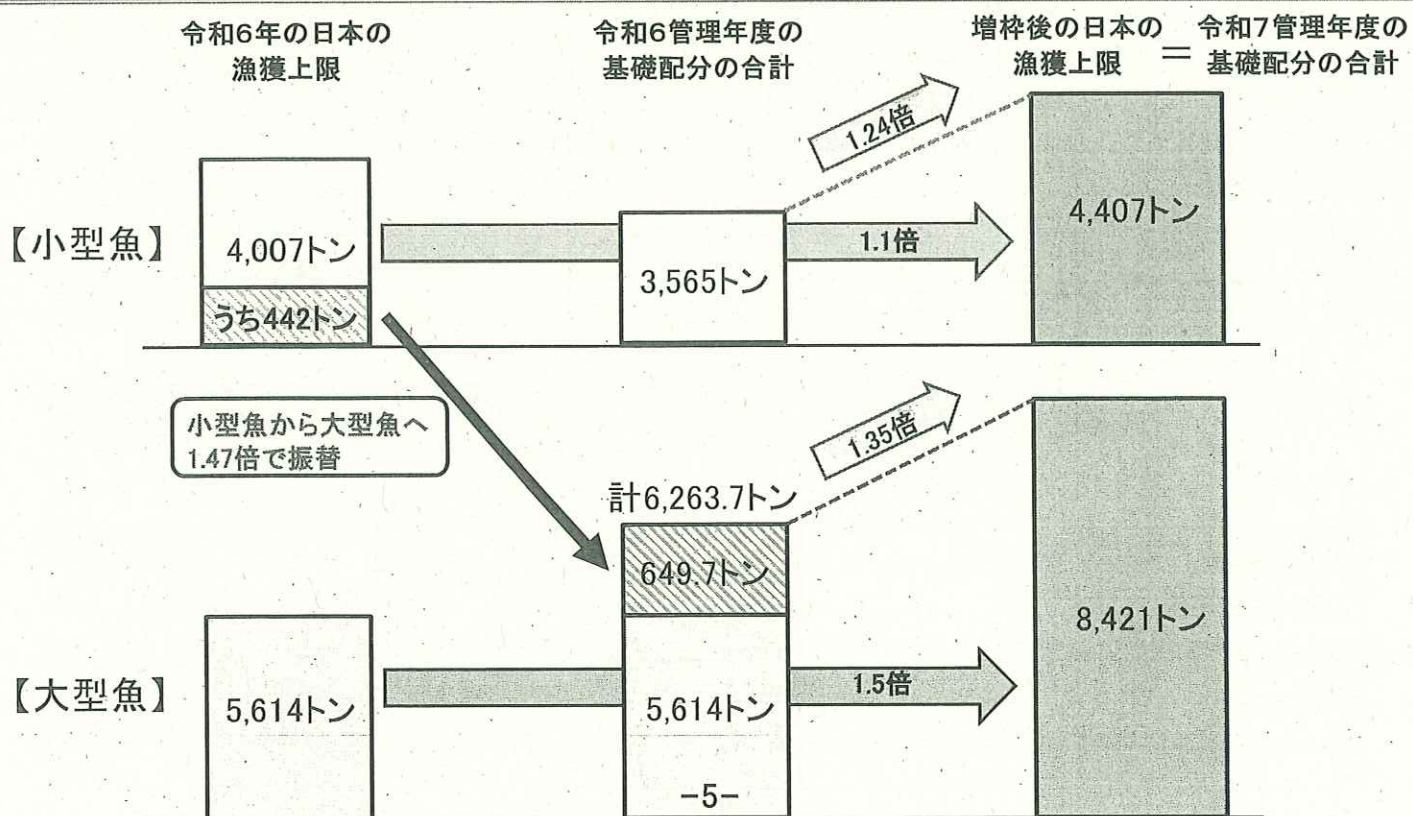
- ・本県は、令和3～5の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値で算出した数量（30トン）が、令和6管理年度の基礎配分数量を1.35倍した数量（22.6トン）より多いため、30トンで配分。(①)

さらに、配分後の数量が21トン以上50トン未満の都道府県には7トンの上乗せがあるため、最終的には37トンが配分。

令和7管理年度のTAC(漁獲可能量) 配分(案)

はじめに:「我が国漁獲枠」の増加倍率について

- WCPFCで合意された漁獲上限の増加倍率は、小型魚1.1倍、大型魚1.5倍。
- 小型魚442トン_を1.47倍で大型魚へ振り替えていたため、令和6管理年度の基礎配分の合計からの増加倍率は、小型魚1.24倍、大型魚1.35倍。



大臣管理区分及び都道府県(全体)への配分

- 令和7管理年度開始時点で利用可能な直近3管理年度である令和3～5管理年度の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値(基礎比率)を用いて配分することを基本とする。
- 小型魚50トン程度、大型魚150トン程度を留保として国が保持する。

くろまぐろの漁獲可能量からの考え方について	対応
6. (1)大臣管理区分及び都道府県(全体)への配分 (3)留保の取扱い	
6. (1) ① 小型魚 基礎比率を用いて配分することを基本とする。ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、同一の大臣管理区分又は都道府県の過去の超過分の差引きや小型魚から大型魚への漁獲枠の振替の処理を行う前の令和6管理年度の当初の大臣管理漁獲可能量又は都道府県に配分する数量に相当する数量(以下「基礎配分」という。)を下回る大臣管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出された数量に代えて基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う。	(1) 4,407トン为基础比率を用いて配分。 (2) 算出された数量が基礎配分を下回る大中型まき網漁業に対して、令和6管理年度の基礎配分(1,200トン)まで国の留保(61.2トン)から上乘せ。
6. (1) ② 大型魚 ア 漁獲可能量のうち令和6年のWCPFCにおける我が国の漁獲上限相当分の数量(5,614トン)は、基礎比率を用いて配分することを基本とする。 イ 残りの漁獲可能量(WCPFC北小委員会において合意が得られた増枠相当分の数量(2,807トン))は、基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での配分については、基礎配分からの増加量及び増加率並びに漁獲割当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行う。	(1) 5,614トンのうち国の留保を除いた数量を基礎比率を用いて配分。※ 小数第二位以下は切捨て、端数0.2トンは留保へ (2) 2,807トンから国の留保(50トン)を除いた数量のうち、1,378.5トンを大臣管理漁業(大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業等、かつお・まぐろ漁業)、1,378.5トンを都道府県に配分したのち、大臣管理漁業内で、かじき等流し網漁業等及びかつお・まぐろ漁業の配分が令和6管理年度からの増加率が50%(WCPFCの大型魚の増加率と同じ)となるよう、大中型まき網漁業から調整。
6. (3) 漁獲可能量の超過リスクに対応するために留保として国が保持する数量は、小型魚、大型魚ともに50トン程度とするものとする。 加えて、大型魚については、調査研究、遊漁、その他への対応として100トン程度を留保として国が保持するものとする。	小型魚の留保 49トン 大型魚の留保 150.2トン(うち遊漁への対応として60トン)

令和7管理年度の基礎配分の案

	現行		案			R6基礎配分からの増加倍率	R6基礎配分からの増加量	R6基礎配分からの増加量のシェア
	令和6管理年度の基礎配分	直近3管理年度(令和3管理年度-令和5管理年度)の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均を用いた配分	調整	合計	案			
小型魚								
大中型まき網漁業	1,200.0	1,138.8		61.2	1200.0	1.00	0.0	0.0%
かじき等流し網漁業等	44.0	47.3			47.3	1.08	3.3	0.4%
かつお・まぐろ漁業	25.0	44.7			44.7	1.79	19.7	2.3%
都道府県(沿岸漁業)	2,196.9	3,066.0			3066.0	1.40	869.1	103.2%
留保	99.1	110.2		-61.2	49.0	0.50	-50.1	-6.0%
全体	3,565.0	4,407.0			4407.0	1.24	842.0	100.0%

	現行		案			R6基礎配分からの増加倍率	R6基礎配分からの増加量	R6基礎配分からの増加量のシェア
	令和6管理年度の基礎配分	直近3管理年度(令和3管理年度-令和5管理年度)の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均を用いた配分	増枠分(大臣管理と沿岸で1:1)	大臣管理区分の増加倍率の調整	合計			
大型魚								
大中型まき網漁業	3,641.0	3,270.0	1,378.5	309.0	4,116.3	1.14	475.3	22.0%
かじき等流し網漁業等	21.6	15.4	5.5	11.5	32.4	1.50	10.8	0.5%
かつお・まぐろ漁業	754.3	616.2	217.7	297.5	1,131.4	1.50	377.1	17.5%
都道府県	1,746.0	1,612.2	1,378.5		2,990.7	1.72	1,244.7	57.7%
留保	100.8	100.2	50.0		150.2	1.50	49.4	2.3%
全体	6,263.7	5,614.0	2,807.0		8,421.0	1.35	2,157.3	100.0%

令和7管理年度の基礎配分の案(シェア・増加倍率・増加量)

小型魚	令和6管理年度の基礎配分	令和7管理年度の基礎配分	R6基礎配分のシェア	R7基礎配分のシェア	R6基礎配分からの増加倍率	R6基礎配分からの増加量	R6基礎配分からの増加量のシェア
大中型まき網漁業	1,200.0	1200.0	33.7%	27.2%	1.00	0.0	0.0%
かじき等流し網漁業等	44.0	47.3	1.2%	1.1%	1.08	3.3	0.4%
かつお・まぐろ漁業	25.0	44.7	0.7%	1.0%	1.79	19.7	2.3%
都道府県(沿岸漁業)	2,196.9	3066.0	61.6%	69.6%	1.40	869.1	103.2%
留保	99.1	49.0	2.8%	1.1%	0.50	-50.1	-6.0%
全体	3,565.0	4407.0	100.0%	100.0%	1.24	842.0	100.0%

大型魚	令和6管理年度の基礎配分	令和7管理年度の基礎配分	R6基礎配分のシェア	R7基礎配分のシェア	R6基礎配分からの増加倍率	R6基礎配分からの増加量	R6基礎配分からの増加量のシェア
大中型まき網漁業	3,641.0	4,116.3	58.1%	48.9%	1.14	475.3	22.0%
かじき等流し網漁業等	21.6	32.4	0.3%	0.4%	1.50	10.8	0.5%
かつお・まぐろ漁業	754.3	1,131.4	12.0%	13.4%	1.50	377.1	17.5%
都道府県	1,746.0	2,990.7	27.9%	35.5%	1.72	1,244.7	57.7%
留保	100.8	150.2	1.6%	1.8%	1.50	49.4	2.3%
全体	6,263.7	8,421.0	100.0%	100.0%	1.35	2,157.3	100.0%

小型魚・大型魚の合計	令和6管理年度の基礎配分	令和7管理年度の基礎配分	R6基礎配分のシェア	R7基礎配分のシェア	R6基礎配分からの増加倍率	R6基礎配分からの増加量	R6基礎配分からの増加量のシェア
大中型まき網漁業	4,841.0	5,316.3	49.3%	41.4%	1.10	475.3	15.8%
かじき等流し網漁業等	65.6	79.7	0.7%	0.6%	1.22	14.1	0.5%
かつお・まぐろ漁業	779.3	1,176.1	7.9%	9.2%	1.51	396.8	13.2%
都道府県	3,942.9	6,056.7	40.1%	47.2%	1.54	2,113.8	70.5%
留保	199.9	199.2	2.0%	1.6%	1.00	-0.7	0.0%
全体	9,828.7	12,828.0	100.0%	100.0%	1.31	2,999.3	100.0%

令和7管理年度の当初配分の案(大臣管理区分)

- 令和7管理年度の基礎配分から過去の超過数量の差引き及び要望調査を踏まえた小型魚から大型魚への漁獲枠の振替を行い、令和7管理年度の当初配分の数量を決定する。
- かつお・まぐろ漁業の漁獲割当てによる管理を行う管理区分については、未利用分の繰越ルールに基づき、令和5管理年度からの繰越量(24.7トン)を追加する。

小型魚

(単位:トン)

	令和6管理年度当初配分	令和7管理年度当初配分(案)
大臣管理区分	1,269.0	1,292.0
大中型まき網漁業	1,200.0	1,200.0
かじき等流し網漁業等	44.0	47.3
かつお・まぐろ漁業	25.0	44.7

大型魚

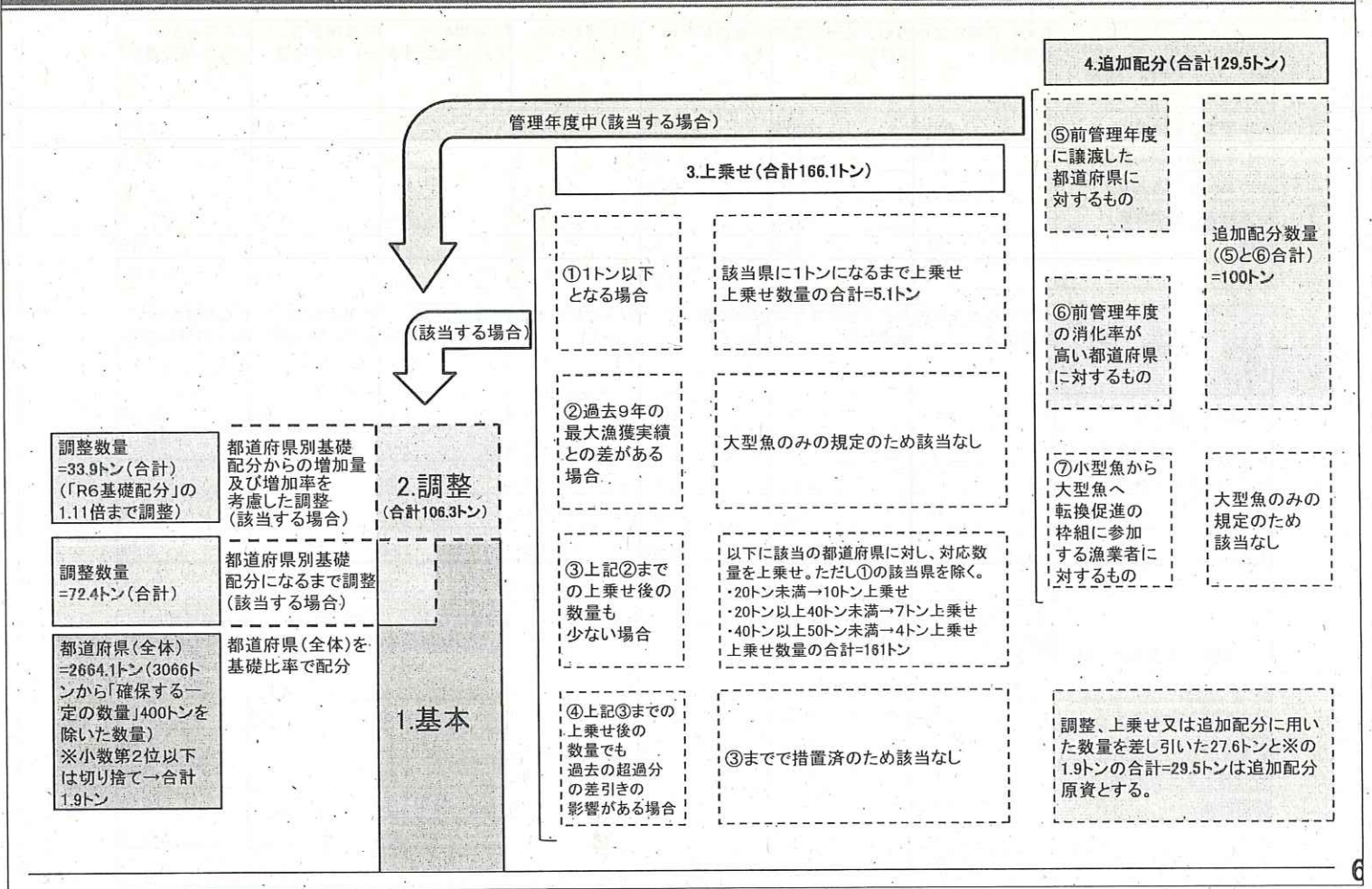
(単位:トン)

	令和6管理年度当初配分	令和7管理年度当初配分(案)
大臣管理区分	4,434.1	5,304.8
大中型まき網漁業	3,641.0	4,116.3
(うちIQ管理区分)	(1,800.0)	(2,035.0)
(うち総量管理区分)	(1,841.0)	(2,081.3)
かじき等流し網漁業等	21.6	32.4
かつお・まぐろ漁業	771.5	1,156.1
(うちIQ管理区分)	(762.9)	(1,141.1)
(うち総量管理区分)	(8.6) ^(注)	(15.0)

(注) 令和4管理年度からの繰越量(18.6トン)を追加し、令和5管理年度の超過数量(1.4トン)を差し引いた数量。

要望調査中のため、小型魚から大型魚の漁獲枠の振替は反映していない。

令和7管理年度以降の各都道府県への配分(小型魚)

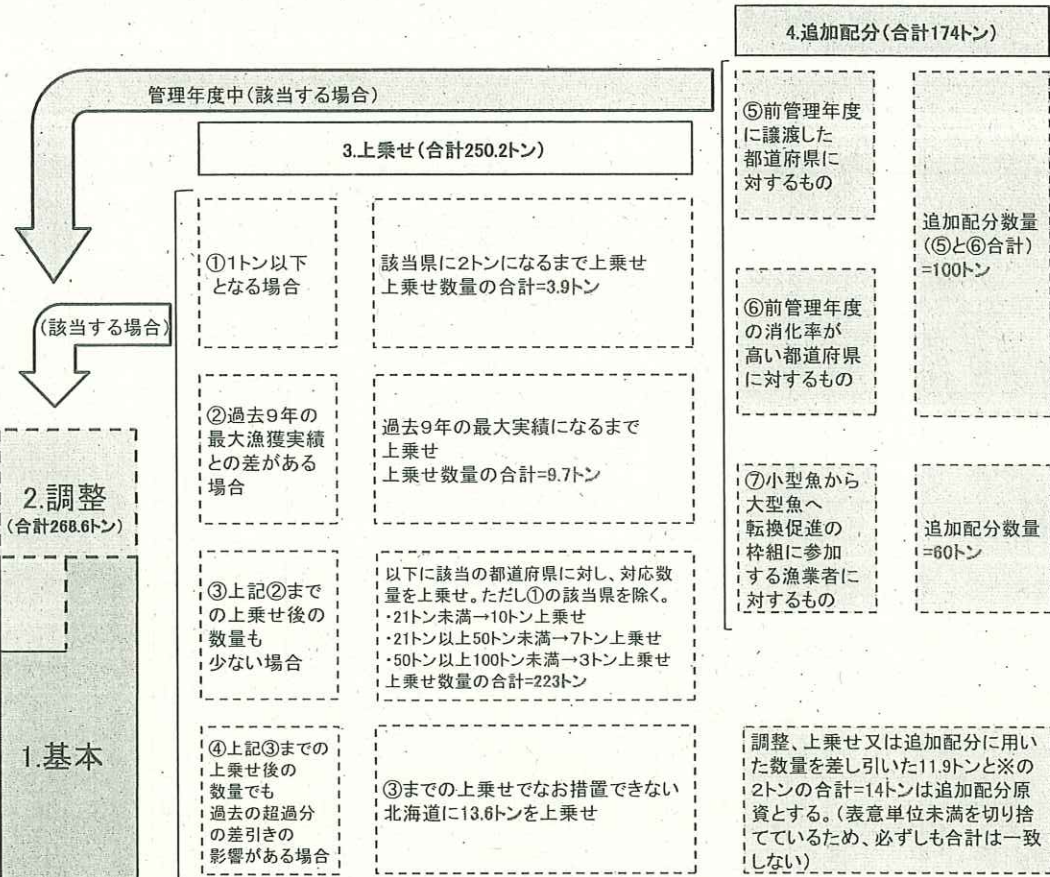


令和7管理年度の基礎配分の案(小型魚)

都道府県名	R6 基礎配分	(3,066-400) × 基礎比率		R6基礎配分 との差 (ア)	R6基礎配分 まで調整 【アが+の場合】		R6基礎配分 × 1.11	R6基礎配分 × 1.11とbの差 (イ)	R6基礎配分 × 1.11まで調 整【イが+の 場合】	上乗せ①	上乗せ③(注)	R7 基礎配分案
		a	b									
北海道	128.0	79.3	48.7	128.0	142.0	14.0	142.0					142.0
青森県	286.6	340.5	-53.9	340.5	318.1	-22.4	340.5					340.5
岩手県	78.8	90.5	-11.7	90.5	87.4	-3.1	90.5					90.5
宮城県	61.5	67.6	-6.1	67.6	68.2	0.6	68.2					68.2
秋田県	26.8	33.2	-6.4	33.2	29.7	-3.5	33.2			7		40.2
山形県	12.7	21.3	-8.6	21.3	14.0	-7.3	21.3			7		28.3
福島県	11.7	11.2	0.5	11.7	12.9	1.2	12.9			10		22.9
茨城県	23.9	13.0	10.9	23.9	26.5	2.6	26.5			7		33.5
千葉県	60.0	81.5	-21.5	81.5	66.6	-14.9	81.5					81.5
東京都	13.6	8.7	4.9	13.6	15.0	1.4	15.0			10		25.0
神奈川県	39.4	41.5	-2.1	41.5	43.7	2.2	43.7			4		47.7
新潟県	64.4	104.3	-39.9	104.3	71.4	-32.9	104.3					104.3
富山県	98.5	110.8	-12.3	110.8	109.3	-1.5	110.8					110.8
石川県	75.8	101.7	-25.9	101.7	84.1	-17.6	101.7					101.7
福井県	27.2	39.5	-12.3	39.5	30.1	-9.4	39.5			7		46.5
静岡県	29.8	34.7	-4.9	34.7	33.0	-1.7	34.7			7		41.7
愛知県	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1		0.9			1.0
三重県	38.4	48.1	-9.7	48.1	42.6	-5.5	48.1			4		52.1
京都府	25.8	53.0	-27.2	53.0	28.6	-24.4	53.0					53.0
大阪府	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1		0.9			1.0
兵庫県	5.5	12.5	-7.0	12.5	6.1	-6.4	12.5			10		22.5
和歌山県	28.5	35.5	-7.0	35.5	31.6	-3.9	35.5			7		42.5
鳥取県	4.9	9.0	-4.1	9.0	5.4	-3.6	9.0			10		19.0
島根県	83.8	107.1	-23.3	107.1	93.0	-14.1	107.1					107.1
岡山県	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1		0.9			1.0
広島県	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1		0.9			1.0
山口県	97.2	138.6	-41.4	138.6	107.8	-30.8	138.6					138.6
徳島県	11.6	23.5	-11.9	23.5	12.8	-10.7	23.5			7		30.5
香川県	0.1	0.4	-0.3	0.4	0.1	0.0	0.4		0.6			1.0
愛媛県	11.0	9.6	1.4	11.0	12.2	1.2	12.2			10		22.2
高知県	74.6	74.1	0.5	74.6	82.8	8.2	82.8					82.8
福岡県	10.7	16.9	-6.2	16.9	11.8	-5.1	16.9			10		26.9
佐賀県	4.2	9.1	-4.9	9.1	4.6	-4.5	9.1			10		19.1
長崎県	717	879.9	-162.9	879.9	795.8	-84.1	879.9					879.9
熊本県	7.2	15.2	-8.0	15.2	7.9	-7.3	15.2			10		25.2
大分県	3.7	2.7	1.0	3.7	4.1	0.4	4.1			10		14.1
宮崎県	19.3	15.2	4.1	19.3	21.4	2.1	21.4			7		28.4
鹿児島県	14.2	34.3	-20.1	34.3	15.7	-18.6	34.3			7		41.3
沖縄県	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1		0.9			1.0
合計	2196.9	2664.1		2736.5	-82436.8		2775.5					2936.5

注: R6基礎配分の1.11倍の数量が90トン未満の県に10トン、同20トン以上40トン未満県に7トン、同40トン以上50トン未満県に4トン、50トン以上を超過する県に1.9トンの数量を配分

令和7管理年度以降の各都道府県への配分(大型魚)



調整数量
=176.0トン(合計)
(「R6基礎配分」の
1.35倍まで調整)

都道府県別基礎
配分からの増加量
及び増加率を
考慮した調整
(該当する場合)

2.調整
(合計268.6トン)

調整数量
=92.6トン(合計)

都道府県別基礎
配分になるまで調整
(該当する場合)

1.基本

都道府県(全体)
=2297.9トン(2990.7
トンから「確保する一
定の数量」690.7
を除いた数量)
※小数第2位以下
は切り捨て→合計2
トン

都道府県(全体)を
基礎比率で配分

令和7管理年度の基礎配分の案(大型魚)

都道府県名	R6 基礎配分	(2990.7-690.7) ×基礎比率	R6基礎配分 とAの差 (ア)	R6基礎配分 まで調整 [アが+の場合]	R6基礎配分 ×1.35	R6基礎配分 ×1.35とBの差 (イ)	R6×1.35 まで調整	上乗せ①	最大実績と (C+上乗せ①) の差	②までの上乗 せ後の数量	上乗せ③ ^(注)	③までの上乗 せ後の数量	上乗せ④	R7 基礎配分案
		A	B	C										
北海道	320.7	401.8	-81.1	401.8	432.9	31.1	432.9		-104.1	432.9		432.9	13.6	446.5
青森県	508.0	667.7	-159.7	667.7	685.8	18.1	685.8		-133.7	685.8		685.8		685.8
岩手県	55.1	85.1	-30.0	85.1	74.3	-10.8	85.1		-11.8	85.1	3	89.1		89.1
宮城県	22.6	32.1	-9.5	32.1	30.5	-1.6	32.1		-3.1	32.1	7	39.1		39.1
秋田県	31.4	31.9	-0.5	31.9	42.3	10.4	42.3		-11.3	42.3	7	49.3		49.3
山形県	10.4	17.8	-7.4	17.8	14.0	-3.8	17.8		-3.4	17.8	10	27.8		27.8
福島県	1	0.8	0.2	1.0	1.35	0.35	1.35	0.65	0.0	2.0		2.0		2.0
茨城県	6.2	7.6	-1.4	7.6	8.3	0.7	8.3		-1.9	8.3	10	18.3		18.3
千葉県	29.1	74.6	-45.5	74.6	39.2	-35.4	74.6		-4.1	74.6	3	78.6		78.6
東京都	18.4	57.2	-38.8	57.2	24.8	-32.4	57.2		-2.0	57.2	3	61.2		61.2
神奈川県	6.6	18.3	-11.7	18.3	8.9	-9.4	18.3		0.3	18.6	10	28.6		28.6
新潟県	97.5	56.6	40.9	97.5	131.6	34.1	131.6		-35.8	131.6		131.6		131.6
富山県	15.2	9.6	5.6	15.2	20.5	5.3	20.5		-7.7	20.5	10	30.5		30.5
石川県	41.9	24.2	17.7	41.9	56.5	14.6	56.5		-14.3	56.5	3	60.5		60.5
福井県	19.2	15.0	4.2	19.2	25.9	6.7	25.9		-11.7	25.9	7	32.9		32.9
静岡県	14.6	38.5	-23.9	38.5	19.7	-18.8	38.5		2.6	41.1	7	48.1		48.1
愛知県	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	0.65	-2.0	2.0		2.0		2.0
三重県	28.8	27.5	1.3	28.8	38.8	-10.0	38.8		-8.2	38.8	7	45.8		45.8
京都府	24.1	39.2	-15.1	39.2	32.5	-6.7	39.2		0.0	39.2	7	46.2		46.2
大阪府	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	0.65	-2.0	2.0		2.0		2.0
兵庫県	9.3	12.4	-3.1	12.4	12.5	0.1	12.5		-2.0	12.5	10	22.5		22.5
和歌山県	17.5	47.3	-29.8	47.3	23.6	-23.7	47.3		-1.1	47.3	7	54.3		54.3
鳥取県	6.1	2.5	3.6	6.1	8.2	2.1	8.2		-3.4	8.2	10	18.2		18.2
島根県	25.6	34.5	-8.9	34.5	34.5	0.0	34.5		-8.0	34.5	7	41.5		41.5
岡山県	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	0.65	-2.0	2.0		2.0		2.0
広島県	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	-0.65	-2.0	2.0		2.0		2.0
山口県	26	45.3	-19.3	45.3	35.1	-10.2	45.3		4.0	49.3	7	56.3		56.3
徳島県	8.6	6.3	2.3	8.6	11.6	3.0	11.6		-2.3	11.6	10	21.6		21.6
香川県	1	0.0	1.0	1.0	1.35	0.35	1.35	0.65	-1.9	2.0		2.0		2.0
愛媛県	6	0.2	5.8	6.0	8.1	2.1	8.1		-7.6	8.1	10	18.1		18.1
高知県	16.8	30.0	-13.2	30.0	22.6	-7.4	30.0		-5.3	30.0	7	37.0		37.0
福岡県	7.9	6.2	1.7	7.9	10.6	2.7	10.6		-2.4	10.6	10	20.6		20.6
佐賀県	6.5	6.1	0.4	6.5	8.7	2.2	8.7		2.0	10.7	10	20.7		20.7
長崎県	173.9	208.3	-34.4	208.3	234.7	26.4	234.7		-55.1	234.7		234.7		234.7
熊本県	6.2	3.1	3.1	6.2	8.3	2.1	8.3		-5.0	8.3	10	18.3		18.3
大分県	6.4	5.6	0.8	6.4	8.6	2.2	8.6		-1.8	8.6	10	18.6		18.6
宮崎県	16.9	27.3	-10.4	27.3	22.8	-4.5	27.3		0.8	28.1	7	35.1		35.1
鹿児島県	8.9	20.8	-11.9	20.8	12.0	-8.8	20.8		-2.3	20.8	10	30.8		30.8
沖縄県	147.5	236.5	-89.0	236.5	199.1	-37.4	236.5		-16.1	236.5		236.5		236.5
合計	1745.9	2297.9		2390.5			2570.4			2580.1		2803.1		2816.7

注: ②までの上乗せ後の数量が21トン未満県に10トン、21トン以上50トン未満県に7トン、50トン以上100トン未満県に3トンそれぞれ配分

令和7管理年度の都道府県別当初配分の案(小型魚)

令和7管理年度の基礎配分から過去の超過数量(都道府県合計8.8トン)を差し引き、令和7管理年度の当初配分の数量を決定する。

			(単位:トン)		
都道府県	令和6	令和7	都道府県	令和6	令和7
北海道	113.0	142.0	石川県	75.8	101.7
青森県	286.6	340.5	福井県	22.8	46.5
岩手県	78.8	90.5	静岡県	29.8	41.7
宮城県	61.5	68.2	愛知県	0.1	1.0
秋田県	26.8	40.2	三重県	33.8	47.4
山形県	12.7	28.3	京都府	21.7	48.9
福島県	11.7	22.9	大阪府	0.1	1.0
茨城県	23.9	33.5	兵庫県	5.6	22.5
千葉県	60.0	81.5	和歌山県	28.8	42.5
東京都	13.6	25.0	鳥取県	4.9	19.0
神奈川県	39.4	47.7	島根県	94.6	107.1
新潟県	64.4	104.3	岡山県	0.1	1.0
富山県	98.5	110.8	広島県	0.2	1.0
			山口県	97.3	138.6
			徳島県	11.7	30.5
			香川県	0.1	1.0
			愛媛県	11.1	22.2
			高知県	75.5	82.8
			福岡県	10.8	26.9
			佐賀県	4.2	19.1
			長崎県	728.9	879.9
			熊本県	7.2	25.2
			大分県	3.8	14.1
			宮崎県	19.5	28.4
			鹿児島県	14.2	41.3
			沖縄県	0.1	1.0
			合計	2193.6	2927.7

令和7管理年度の都道府県別当初配分の案(大型魚)

令和7管理年度の基礎配分から過去の超過数量(都道府県合計0トン)を差し引き、令和7管理年度の当初配分の数量を決定する。

			(単位:トン)		
都道府県	令和6	令和7	都道府県	令和6	令和7
北海道	320.7	446.5	石川県	41.9	60.5
青森県	508.0	685.8	福井県	19.2	32.9
岩手県	55.1	89.1	静岡県	14.6	48.1
宮城県	22.6	39.1	愛知県	1.0	2.0
秋田県	31.4	49.3	三重県	28.8	45.8
山形県	10.4	27.8	京都府	24.1	46.2
福島県	1.0	2.0	大阪府	1.0	2.0
茨城県	6.2	18.3	兵庫県	9.3	22.5
千葉県	29.1	78.6	和歌山県	17.5	54.3
東京都	18.4	61.2	鳥取県	6.1	18.2
神奈川県	6.6	28.6	島根県	25.6	41.5
新潟県	97.5	131.6	岡山県	1.0	2.0
富山県	15.2	30.5	広島県	1.0	2.0
			山口県	26.0	56.3
			徳島県	8.6	21.6
			香川県	1.0	2.0
			愛媛県	6.0	18.1
			高知県	16.8	37.0
			福岡県	7.9	20.6
			佐賀県	6.5	20.7
			長崎県	173.9	234.7
			熊本県	6.2	18.3
			大分県	6.4	18.6
			宮崎県	16.9	35.1
			鹿児島県	8.9	30.8
			沖縄県	147.5	236.5
			合計	1745.9	2816.7

令和7管理年度の当初配分の案(総括表)

小型魚

(単位:トン)

	令和6管理年度当初配分	令和7管理年度当初配分 (案)
大臣管理区分	1,269.0	1,292.0
大中型まき網漁業	1,200.0	1,200.0
かじき等流し網漁業等	44.0	47.3
かつお・まぐろ漁業	25.0	44.7
都道府県(沿岸漁業)	2,196.9	3,066.0

大型魚

(単位:トン)

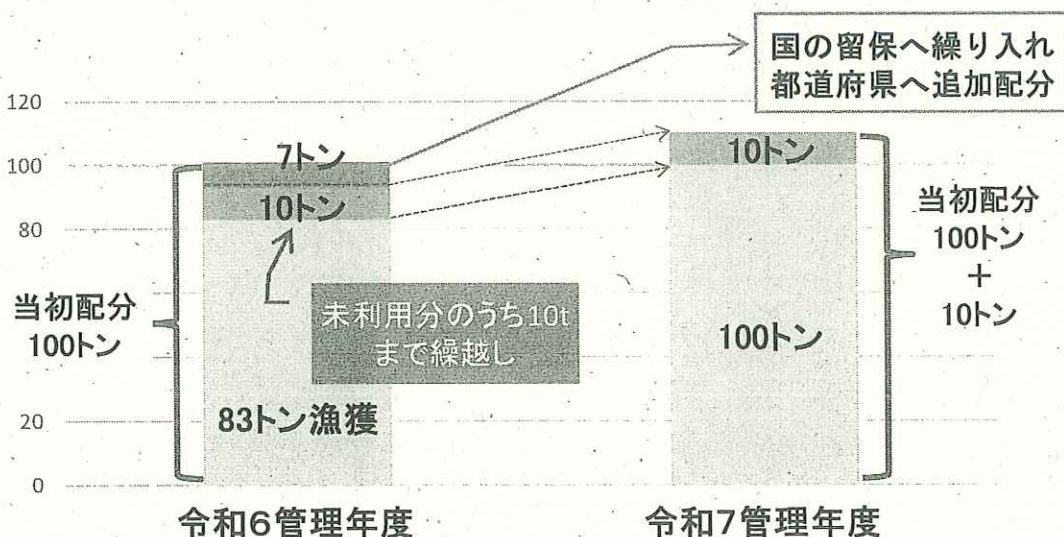
	令和6管理年度当初配分	令和7管理年度当初配分 (案)
大臣管理区分	4,434.1	5,304.8
大中型まき網漁業	3,641.0	4,116.3
(うち10管理区分)	(1,800.0)	(2,035.0)
(うち総量管理区分)	(1,841.0)	(2,081.3)
かじき等流し網漁業等	21.6	32.4
かつお・まぐろ漁業	771.5	1,156.1
(うち10管理区分)	(762.9)	(1,141.1)
(うち総量管理区分)	(8.6)	(15.0)
都道府県(沿岸漁業)	1,746.0	2,990.7

12

前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しについて

- 我が国全体で繰り越す数量(17%が上限)と各大臣管理区分・各都道府県の繰越量(10%)の合計の差分を含む前管理年度の漁獲可能量の未利用分は、国の留保に繰り入れる。
- これを配分する際には、小型魚・大型魚とも都道府県を優先する。

〔 令和6管理年度、令和7管理年度の当初の都道府県別漁獲可能量が100トンの都道府県で、令和6管理年度は83トン漁獲、未利用分が17トンの場合。 〕

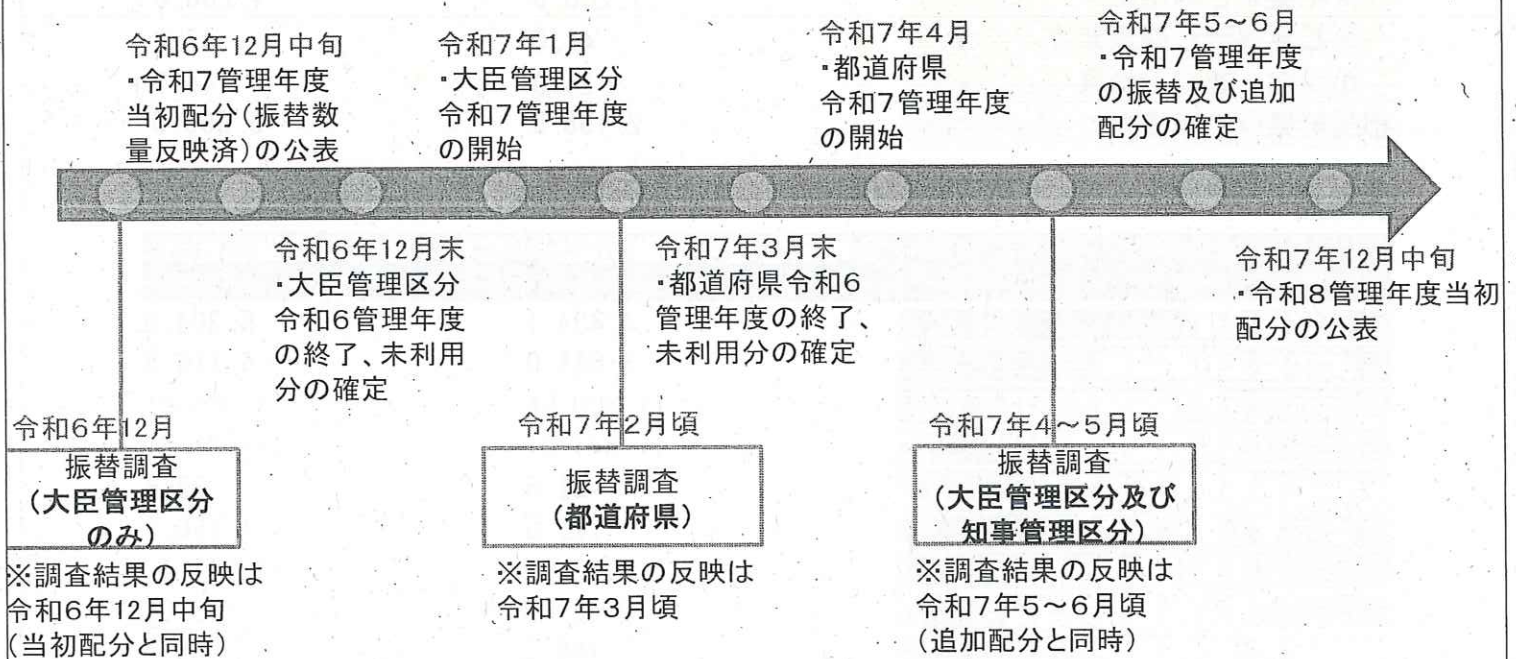


○都道府県への追加配分数量の推移

		大型魚
令和3	458.0	624.3
令和4	491.2	318.3
令和5	432.1	130.4
令和6	398.8	321.3

小型魚から大型魚への漁獲枠の振替について

- 年2回の要望調査を行い、振替を希望する漁業種類または都道府県に対して、1.47倍の係数を用いて小型魚から大型魚へ振り替える。
- 小型魚の漁獲を削減することを目的として、対象を小型魚から大型魚へ転換するための国が定める枠組みに関する振替については、要望調査によらず行う(ルールは現在検討中)。



過去の超過数量の取扱いについて

過去の超過数量の取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 令和6管理年度の超過量は、令和7管理年度から原則として一括差引きし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り、分割差引きとする。
2. 過去の第2管理期間の超過数量は漁獲枠の2割を上限に差し引くこととする。

参考資料

- 令和6管理年度の融通実績まとめ
- 都道府県の小型魚の近年の漁獲実績
- 都道府県の大型魚の近年の漁獲実績
- 令和6管理年度の漁獲状況

16

令和6管理年度の融通実績まとめ

2024年7月 第1回融通

岩手県、福岡県の小型魚7.0トンを北海道、新潟県、福井県、愛媛県の大型魚7.0トンと交換

2024年7月 都道府県間融通

沖縄県の大型魚2.0トンを東京都に1.0トン、鹿児島県に1.0トン譲渡

2024年8月 第2回融通

大中型まき網漁業と福井県の小型魚63.0トンを北海道、新潟県、石川県、鳥取県、愛媛県の大型魚63.0トンと交換

2024年9月 都道府県間融通

宮崎県の小型魚3.2トンを新潟県の大型魚3.2トンと交換
石川県の大型魚4.0トンを北海道に譲渡

2024年10月 第3回融通

大中型まき網漁業と福井県の小型魚3.8トンを新潟県、熊本県の大型魚3.8トンと交換

都道府県の小型魚の近年の漁獲実績(1/2)

都道府県名	漁獲実績(年度)								
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
北海道	301.4	93.2	820.5	0.1	64.4	83.2	91.6	48.4	75.4
青森県	361.8	137.2	235.7	142.1	258.5	323.8	287.6	317.2	335.5
岩手県	87.8	68.7	122.3	14.4	42.0	85.2	72.0	84.7	93.1
宮城県	23.7	28.7	83.8	14.2	30.1	59.9	50.2	69.7	67.0
秋田県	76.0	21.1	28.2	9.6	17.2	27.3	25.2	34.1	32.6
山形県	11.1	6.3	9.7	6.9	9.4	13.8	15.5	21.9	21.8
福島県	0.1	3.9	6.5	2.2	0.9	1.5	1.2	13.6	17.1
茨城県	4.7	23.7	13.2	13.8	9.6	17.0	7.8	13.6	15.0
千葉県	47.8	69.8	49.5	44.1	34.8	78.2	77.0	76.5	70.2
東京都	4.2	11.0	8.5	3.0	1.6	3.5	7.7	8.5	7.9
神奈川県	9.7	42.5	16.4	15.2	13.8	21.0	20.1	44.8	51.1
新潟県	40.4	79.0	52.8	29.0	52.1	74.5	93.7	110.8	82.2
富山県	26.5	116.3	30.8	82.1	57.7	104.5	96.4	109.2	99.3
石川県	16.8	90.2	35.0	43.1	32.8	114.1	84.0	123.4	73.2
福井県	4.9	66.5	7.4	12.4	17.2	28.8	40.9	40.6	26.5
静岡県	9.5	32.1	11.3	17.6	21.1	16.7	23.9	32.4	39.9
愛知県	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三重県	14.0	125.4	5.5	5.6	25.0	28.0	44.9	41.2	45.9
京都府	12.7	82.2	5.5	12.8	15.4	36.0	61.4	35.8	46.8
大阪府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1

18

都道府県の小型魚の近年の漁獲実績(2/2)

都道府県名	漁獲実績(年度)								
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
兵庫県	2.6	4.0	2.8	1.8	2.3	4.7	7.2	15.8	11.9
和歌山県	18.2	16.7	20.0	14.3	15.8	36.8	28.0	31.8	38.1
鳥取県	1.5	1.0	1.1	1.8	0.9	3.2	5.8	8.1	11.1
島根県	41.8	146.2	87.8	55.0	71.2	56.1	88.5	111.6	95.3
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1
広島県	2.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	95.6	87.1	76.1	68.1	80.7	123.2	143.9	118.4	116.2
徳島県	4.9	7.2	7.0	1.8	5.0	15.2	15.1	20.7	29.5
香川県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.5	0.8
愛媛県	1.7	5.9	3.9	8.3	7.6	10.6	1.2	9.4	16.7
高知県	27.1	68.5	86.2	31.8	61.5	112.2	39.9	90.0	77.0
福岡県	2.4	12.4	6.9	3.1	3.4	8.4	17.0	13.3	16.0
佐賀県	1.2	0.0	0.0	0.0	0.6	1.4	8.0	10.0	7.3
長崎県	425.7	843.9	472.1	545.9	560.8	709.9	752.8	833.5	834.7
熊本県	2.2	5.2	1.9	0.1	2.4	10.1	12.0	15.9	14.1
大分県	1.5	0.2	0.5	0.5	0.7	0.3	0.8	5.1	2.2
宮崎県	3.2	32.1	13.0	15.2	11.5	24.3	16.0	15.2	10.5
鹿児島県	4.7	16.5	23.8	0.0	0.1	21.1	34.3	27.3	32.4
沖縄県	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
合計	1,689.4	2,344.8	2,346.0	1,216.1	1,528.2	2,254.7	2,271.7	2,553.3	2,512.6

都道府県の大型魚の近年の漁獲実績(1/2)

都道府県名	漁獲実績(年度)									直近9年の 平均値 (15-23年度)	直近9年の 最大値 (15-23年度)
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度		
北海道	125.1	315.0	222.0	87.2	131.2	244.7	272.9	328.8	317.1	227.1	328.8
青森県	427.5	423.5	467.9	321.0	324.4	507.5	534.8	552.1	525.4	453.8	552.1
岩手県	39.7	8.6	53.1	73.3	20.1	53.2	67.0	63.3	64.2	49.2	73.3
宮城県	10.2	13.3	22.4	19.6	6.9	14.0	22.0	29.0	22.6	17.8	29.0
秋田県	15.4	30.8	18.6	26.8	11.7	31.0	15.0	28.5	29.6	23.0	31.0
山形県	5.0	3.8	1.4	0.9	9.0	9.0	14.4	13.0	13.3	7.8	14.4
福島県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.1	0.2	2.0
茨城県	0.1	0.3	0.2	1.1	1.1	1.9	6.3	4.8	6.4	2.5	6.4
千葉県	6.8	24.8	18.2	37.7	42.3	70.5	62.0	58.1	50.5	41.2	70.5
東京都	9.3	9.4	9.7	21.8	30.5	41.8	55.2	33.4	41.8	28.1	55.2
神奈川県	0.8	1.2	0.9	0.7	0.8	6.0	18.6	7.8	15.2	5.8	18.6
新潟県	95.8	54.6	52.0	85.4	48.2	33.2	38.8	61.0	30.4	55.5	95.8
富山県	4.6	2.3	10.1	4.2	2.1	12.8	3.9	7.8	10.4	6.5	12.8
石川県	42.2	11.2	22.5	12.6	5.3	11.6	9.4	22.3	23.8	17.9	42.2
福井県	13.8	4.3	13.3	13.3	6.3	6.7	9.4	14.2	10.9	10.2	14.2
静岡県	7.1	5.5	6.6	12.6	23.7	30.0	41.1	21.8	24.8	19.2	41.1
愛知県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三重県	29.5	10.7	7.2	1.5	5.9	9.0	8.9	23.5	30.6	14.1	30.6
京都府	11.1	14.0	23.8	17.1	21.0	23.2	39.2	25.8	24.6	22.2	39.2
大阪府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

20

都道府県の大型魚の近年の漁獲実績(2/2)

都道府県名	漁獲実績(年度)									直近9年の 平均値 (15-23年度)	直近9年の 最大値 (15-23年度)
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度		
兵庫県	0.0	2.4	0.7	2.0	6.2	2.5	7.9	10.1	10.5	4.7	10.5
和歌山県	9.4	7.6	8.4	11.5	29.6	35.7	46.2	28.2	33.5	23.3	46.2
鳥取県	0.0	0.7	0.1	0.2	0.0	0.2	0.8	4.8	0.4	0.8	4.8
島根県	20.4	10.6	24.9	18.5	19.3	20.8	25.9	26.5	26.5	21.5	26.5
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広島県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	8.7	5.5	23.8	7.2	30.4	32.7	49.3	31.8	22.5	23.5	49.3
徳島県	3.4	3.3	2.1	4.5	1.7	1.2	4.7	9.3	0.7	3.4	9.3
香川県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
愛媛県	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.5	0.4	0.1	0.0	0.1	0.5
高知県	4.5	4.9	11.6	8.8	14.8	5.0	24.7	20.6	24.0	13.2	24.7
福岡県	0.9	2.4	1.8	7.6	1.8	0.9	4.5	1.5	8.2	3.3	8.2
佐賀県	0.0	0.0	0.0	2.9	1.0	6.1	10.7	3.1	0.2	2.7	10.7
長崎県	117.0	110.3	167.2	79.8	115.4	101.0	179.6	140.0	155.4	129.5	179.6
熊本県	0.5	0.5	0.7	1.4	0.2	1.7	3.3	2.9	1.1	1.4	3.3
大分県	1.5	1.1	0.8	0.2	0.0	0.0	1.7	6.8	4.6	1.9	6.8
宮崎県	6.7	1.6	10.7	19.7	17.3	24.0	28.1	20.3	14.1	15.8	28.1
鹿児島県	2.9	1.6	3.1	4.1	7.6	10.2	12.5	16.7	18.5	8.6	18.5
沖縄県	76.9	94.3	135.6	192.7	121.4	220.4	194.4	187.4	158.9	153.6	220.4
合計	1,095.6	1,180.5	1,340.2	1,096.3	1,057.3	1,569.0	1,813.6	1,807.4	1,720.8	1,409.4	2,104.7

令和6管理年度の漁獲状況(令和6年10月31日時点、令和6年11月29日公表)

(単位:トン)

30kg未満小型魚	1,576.0【漁獲可能量	3,757.1】(消化状況	41.9%)
	(うち 留保	100.0)	
大臣管理区分	515.0【漁獲可能量	1,008.3】(消化状況	51.1%)
くろまぐろ(小型魚)大中型まき網漁業	493.0【漁獲可能量	954.4】	
くろまぐろ(小型魚)かじき等流し網漁業等(IQ管理)	17.6【漁獲可能量	26.4】	
くろまぐろ(小型魚)かつお・まぐろ漁業	4.6【漁獲可能量	27.5】	
都道府県	1,061.0【漁獲可能量	2,648.8】(消化状況	40.1%)

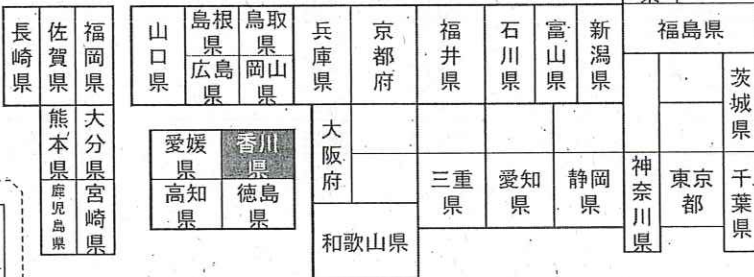
都道府県別漁獲状況



令和6管理年度

都道府県	実績	漁獲可能量
秋田県	26.5	40.7
△ 山形県	13.6	15.7
新潟県	58.9	129.2
富山県	12.9	117.2
石川県	17.7	105.4
福井県	8.1	26.5
京都府	0.0	26.1
兵庫県	1.3	13.6
鳥取県	3.4	8.7
島根県	33.4	117.6
山口県	1.8	118.2
福岡県	2.0	17.5
佐賀県	2.6	12.0
長崎県	292.5	832.4
熊本県	3.4	17.5

都道府県	実績	漁獲可能量
△ 北海道	62.9	82.8
△ 青森県	272.2	311.6
△ 岩手県	78.4	83.7
宮城県	41.4	67.2
福島県	8.4	19.9
茨城県	4.5	28.3
千葉県	13.0	78.5
東京都	4.4	10.1
神奈川県	17.9	52.0
静岡県	10.6	42.5
愛知県	0.0	0.1
三重県	26.8	45.9
△ 大阪府	0.1	0.1
和歌山県	3.8	41.2
岡山県	0.0	0.1
広島県	0.0	0.2
徳島県	7.0	20.9
▲ 香川県	0.5	0.1
愛媛県	5.1	23.8
高知県	20.7	96.8
大分県	1.4	4.4
宮崎県	2.3	16.3
鹿児島県	3.4	23.9
沖縄県	0.0	0.1



△ 漁獲可能量の7割(黄色)
▲ 漁獲可能量超過(灰色)

※1 漁獲可能量は、2024年10月29日公表の値を使用。

※2 実績は小数第二位を切り上げて表示。そのため、合計値が一致しない場合がある。

令和6管理年度の漁獲状況(令和6年10月31日時点、令和6年11月29日公表)

(単位:トン)

△ 30kg以上大型魚	5,663.7【漁獲可能量	7,516.1】(消化状況	75.4%)
	(うち 留保	100.7)	
△ 大臣管理区分	4,397.8【漁獲可能量	5,087.8】(消化状況	86.4%)
△ くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(総量管理)	1,950.8【漁獲可能量	2,448.7】	
△ くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(IQ管理)	1,817.5【漁獲可能量	1,817.5】	
△ くろまぐろ(大型魚)かじき等流し網漁業等(IQ管理)	35.6【漁獲可能量	50.1】	
△ くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(総量管理)	3.8【漁獲可能量	8.6】	
△ くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(IQ管理)	590.3【漁獲可能量	762.9】	
都道府県	1,265.9【漁獲可能量	2,327.6】(消化状況	54.4%)

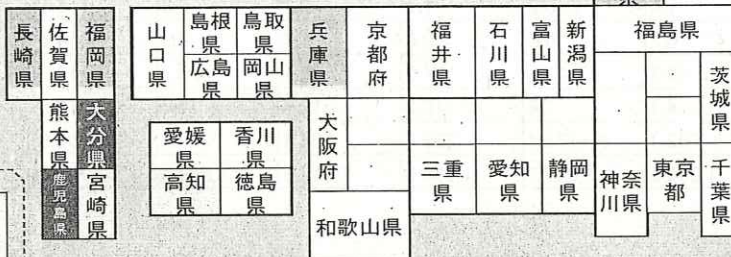
都道府県別漁獲状況



令和6管理年度

都道府県	実績	漁獲可能量
秋田県	19.2	41.8
△ 山形県	22.1	23.3
新潟県	38.7	70.7
富山県	7.2	17.3
石川県	21.2	34.1
福井県	12.7	22.7
京都府	10.7	31.8
△ 兵庫県	11.5	14.4
鳥取県	0.6	4.3
島根県	17.5	34.2
山口県	16.7	46.0
△ 福岡県	13.3	15.4
佐賀県	1.7	8.5
△ 長崎県	162.1	208.7
熊本県	0.6	4.9

都道府県	実績	漁獲可能量
北海道	236.0	446.5
青森県	333.4	646.4
岩手県	29.6	79.8
宮城県	8.7	44.4
福島県	0.1	1.0
茨城県	0.0	10.7
千葉県	7.1	59.4
東京都	5.0	56.3
神奈川県	11.9	17.9
静岡県	1.8	35.8
愛知県	0.0	1.0
三重県	24.7	36.7
大阪府	0.0	1.0
和歌山県	4.0	40.0
岡山県	0.0	1.0
広島県	0.0	1.0
徳島県	0.5	9.8
香川県	0.0	1.0
愛媛県	0.1	2.6
△ 高知県	13.0	17.7
▲ 大分県	7.9	7.3
△ 宮崎県	42.9	46.9
▲ 鹿児島県	16.7	14.2
△ 沖縄県	168.4	171.1



△ 漁獲可能量の7割(黄色)
▲ 漁獲可能量超過(灰色)

※1 漁獲可能量は、2024年10月29日公表の値を使用。

※2 実績は小数第二位を切り上げて表示。そのため、合計値が一致しない場合がある。

※3 大中型まき網漁業(IQ管理)の漁期が終了し、漁獲可能量の未利用分を大中型まき網漁業(総量管理)へ繰り上げ